

南風原町景観計画

2019年3月
南風原町



南風原町景観計画

目 次

第1章 全体計画

1. 景観計画とは.....1
 - (1) 景観計画策定の背景
 - (2) 景観計画の目的
 - (3) 景観計画の位置づけ
 - (4) 景観計画策定の経緯

2. 南風原町の景観特性と課題.....3
 - (1) 南風原町全体
 - (2) 自然景観
 - (3) 歴史・文化的な集落景観
 - (4) 景観づくりに向けた取り組みに関する課題

3. 景観計画区域.....18
 - (1) 景観計画区域

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1. 将来像19
 - (1) 将来像
 - (2) 将来像実現に向けた課題
 - (3) 景観形成における基本方針
 - (4) 地区区分の基本的な考え方

2. 基本方針.....25
 - (1) 森と緑の保全地区
 - (2) 田園地区
 - (3) 親水地区
 - (4) 伝統的集落地区
 - (5) 主要道路沿道地区
 - (6) 都市的景観形成地区
 - (7) 重点地区の景観形成方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画・景観条例の手続き30
2. 届出対象行為.....32
3. 景観形成基準.....35
 - (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
 - (2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
 - (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
 - (4) 土地の開墾、その他土地形状の変更
 - (5) 屋外における土石、再生資源その他物件の堆積

第4章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針48
2. 景観重要公共施設の指定の方針.....48
3. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項...49
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項.....49
5. 重点地区49
6. 景観地区の指定の方針.....50

第5章 計画実現に向けて

1. 景観に関する情報提供と意識の醸成51
 - (1) 関係機関やホームページ等による情報提供
 - (2) 景観づくりの啓発
 - (3) 事業者への普及
2. 景観に関するガイドラインの活用51
 - (1) 景観ガイドラインの充実
 - (2) 公共施設マニュアルの作成

3. 広域的な協力体制.....	52
(1) 庁内の連携	
(2) 国、県、隣接市町との連携	
(3) 審議会、景観アドバイザーとの連携	
4. 関係制度・計画の活用.....	52
(1) 既存制度の活用	
(2) 関係計画との連携	
5. 各主体の役割.....	53
(1) 住民	
(2) 事業者	
(3) 行政	
6. 法に基づく取組み.....	53

第1章 全体計画

1. 景観計画とは

(1) 景観計画策定の背景

2003年7月、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これにより「美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言しました。この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名の下、多くの美しい風景を失ったことを反省し、その上で官民を挙げての魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。

これらを受けて、2004年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。景観法では、基本理念として「良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産」であることを明らかにしているほか、「地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき」として、地域の自然、歴史、文化等によって良好な景観は多様であることを示しています。

南風原町は、景観法の基本理念をふまえて、町民の共通資産である良好な景観を守り育み、次代へ継承していくとともに、今後も南風原らしい景観の創出を図るために、景観法第八条に基づく「景観計画」を策定します。

(2) 景観計画の目的

本町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市に隣接しており県内で唯一、海に面していない町です。また、6市町に囲まれ、沖縄自動車道や国道329号などの東西南北をつなぐ交通の要衝となっています。近年は、国道バイパスなど幹線道路の整備や土地区画整理事業による面整備も進んでおり、市街化が進展しています。

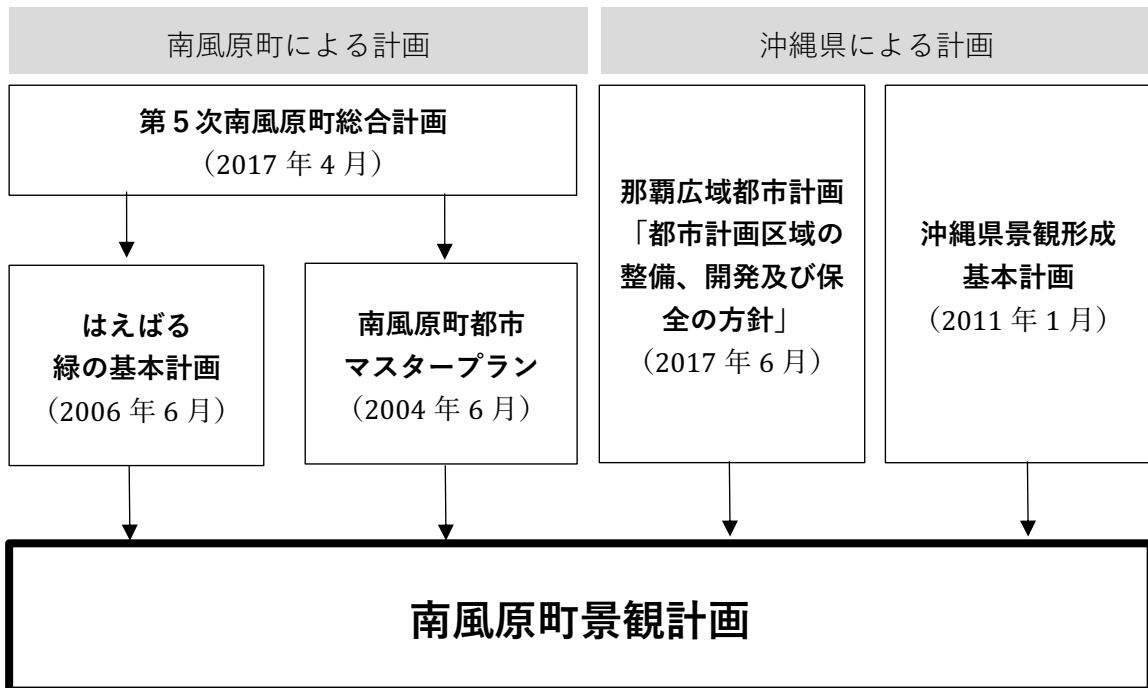
三大森と呼ばれる黄金森、新川森及び高津嘉山は潤いある自然景観を形成し、かすりロードとして整備された地区一帯では工芸品のかすりが生産され、糸を干す風景や機を織る音が響き、風情あるまちなみが形成され、各地域に豊かな文化や、歴史を伝える遺跡、伝承が残っており、南風原町全域で歴史を感じる事ができます。

以上のような都市化が進む空間と自然的・歴史的空間が共存する特徴を活かし、南風原町の個性を活かした景観を守り、育てることで町民が誇りを持ち、来訪者が快適と感じる景観づくりを進めていくことを景観計画の目的とします。

(3) 景観計画の位置づけ

南風原町景観計画は、第5次南風原町総合計画、南風原町都市マスタープラン、はえばる緑の基本計画に基づくとともに、那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、沖縄県景観形成基本計画との整合を図るものとします。

[図：上位関連計画との関連]



2. 南風原町の景観特性と課題

ここでは、2016年度に行われた基礎調査にもとづき、南風原町の景観特性と課題についてまとめます。

景観特性の一覧

(1) 南風原町全体	1. 緑とまちの調和
	2. 交通の要衝
(2) 自然景観	3. 森・緑地
	4. 田園風景
	5. 植物
	6. 河川・ダム
(3) 歴史・文化的な空間	7. 集落形態
	8. 公園
	9. 特徴的な建築物
	10. かすり
	11. 石獅子・古井戸・石橋等
	12. 各字の伝統行事
	13. 地域の歴史・伝承
	14. 金城哲夫氏の功績

課題の一覧

(1) 南風原町全体	市街化の進展と市街地における緑の確保
	幹線道路における屋外広告物の規制誘導
	人や車の行き交う沿道の景観づくり
(2) 自然景観	三大森の保全、開発による緑地減少や地すべりの防止
	田園風景の保全と農業の振興・継承
	町花・町木の活用
	親水空間の形成
(3) 歴史・文化的な空間	住宅地における良好な景観の形成
	伝統的な集落景観の保全
	文化を伝える景観の保全・活用及び再整備
	地域のシンボルとなる樹木の保全
	各字の特徴を活かす景観づくり

(1) 南風原町全体

【特性1】 緑とまちの調和

南風原町には豊かな緑があります。特に、黄金森、新川森、高津嘉山からなる三大森に代表される、標高が高く面的な広がりをもつ緑地は、南風原町の景観として象徴的です。これらは、眺望点としても活用される資源となっています。三大森をはじめとして、新川や本部公園など、高台から見下ろすことのできる場所は、町の景観を眺めるビューポイントとなっています。

このような地形的な特性とともに、郊外及び農村的な地域と都市的な地域のバランスが取れている点は、南風原町全体における景観の特徴です。

近年は道路網の整備などにより利便性が増し、商業施設等が増加するなど都市的土地利用が進展しています。一方で、豊かな緑地の存在により、住宅地においては静かで穏やかな環境が守られていることが、南風原町全体の雰囲気を作る重要な要素になっていると考えられます。



▲新川森と集落



▲黄金森と集落

【課題】市街化の進展と市街地における緑の確保

本町は、土地区画整理事業の進捗や幹線道路の整備等により市街化が進んでいます。県都那覇市に隣接している特性から、今後も都市的土地利用の需要は増加することが見込まれます。

津嘉山北地区土地区画整理事業地区は、地区計画で垣又はさくの構造により緑化を推進していますが、それ以外の区域では緑化に関する手法は無いのが現状です。進展する市街地において、潤いある空間形成を図るため、緑の確保のあり方について検討が必要です。



【課題】幹線道路における屋外広告物の規制誘導

本町は、国道 329 号、国道 507 号、宜野湾南風原線などの幹線道路が整備され、道路交通の利便性が高いまちといえます。その利便性から、幹線道路沿いには、沖縄県公文書館、南部医療センター、商業施設等の大規模な建築物の立地がみられ、これらは景観的にも大きな影響を与えるものとなっています。商業施設等においては、派手な色の看板や夜間のネオンが景観を損ねている状況がみられ、屋外広告物の規制誘導について検討が必要です。



【特性2】交通の要衝

南風原町は、周囲を他の6市町に囲まれ、沖縄自動車道や国道329号などの東西南北をつなぐ交通の要衝となっています。これら道路の沿道景観並びに、道路から見る景観についても、南風原町の重要な景観要素となっています。高速道路から見下ろす電照菊や、かんな通りの花々など、豊かな沿道の景観があります。また、高速道路桁下の活用や、21連アーチ橋は、道そのものが優れた景観を構成する要素として評価されています。特に桁下の活用については、これからも多様な使い方が期待されています。



▲21連アーチ橋



▲本部のかんな通り

【課題】人や車の行き交う沿道の景観づくり

南風原町には幹線道路や高速道路インターチェンジが位置しており、交通の要衝となっています。交通量が多い反面、素通り交通を減少させるための魅力づくりも課題です。同時に、路上駐車を防止するための駐車場の確保についても検討する必要があります。自動車交通の利便性が高まる一方で、歩道については整備の必要があり、特にウォーキングやジョギング等ができるような整備、街路樹による緑陰の確保および緑化による景観向上、街灯の整備などが望まれます。歩道についても、歩きながら楽しみ、地域について学べるような案内板やサインの設置などを検討する必要があります。



(2) 自然景観

【特性3】 森・緑地

南風原町の景観は、黄金森、新川森、高津嘉山の三大森と呼ばれる高台及び緑地をアクセントとして、緑のある景色が連なっています。



▲黄金森の山並み



▲高津嘉山の山並み

【課題】 三大森の保全、開発による緑地の減少や地すべりの防止

三大森と呼ばれる黄金森、新川森、高津嘉山のもつ自然的環境と稜線の保全は、開発が進む南風原町において課題となっています。これらの緑地は周囲との高低差を作り出している丘（高台）でもあり、景観の一部でもありながら、低地部分を見下ろすビューポイントともなっています。

また、三大森などの斜面緑地の開発は地すべりなどを引き起こす恐れもあるため、防災の面からも保全が望まれます。

公園としての活用もされていますが、アンケート等においては、頂上に展望台などを設置し、景観ポイントとしての整備を進めることについての要望もあり、さらなる活用が望まれます。

【特性4】田園風景

カボチャやヘチマを始めとする南風原町の特産物の畑は、町の特徴と景観を物語る欠かせない要素となっています。近年では、畑の間作として利用されているひまわり畑も、畑の景観の一部となっています。



▲斜面緑地と農地



▲ヘチマ畑

【課題】田園風景の保全と農業の振興・継承

農業をはじめとする生業に関する風景について、その振興と継承を図る必要があります。特にカボチャ畑やヘチマ畑をはじめとする田畑の広がる風景は、南風原町の穏やかさを象徴する景観の一つとなっています。田畑については、その産業の継続が景観の維持に不可欠です。地産地消の推進やファーマーズマーケットの利活用など、産業を支えるしくみも、景観づくりと並行して重要となります。

【特性5】植物

ブーゲンビリアやストレチアの花は、南風原町を代表する花として認識されています。また、本部のかんなの道や、宮平のフクギ並木についても、街路樹の並木が形成する重要な景観の一つとして認識されています。また、沿道や公共施設のみならず、緑豊かな民家も緑道の一部として期待できます。

【課題】 町花・町木の活用

南風原町の町花はブーゲンビリア、町木はクロキですが、町内の景観の中では積極的に使用されていません。これらの花や木は、これからの景観形成において、町の特徴をアピールする要素となりえるものであり、積極的な活用が望まれます。



【特性6】 河川・ダム

南風原町は、県内で唯一海に面しておらず、河川が水辺の重要な景観要素となっています。代表的な河川として、国場川、長堂川、宮平川が挙げられます。また、南風原ダムも、水辺の景観要素の一つです。

【課題】 親水空間の形成

南風原町には海岸がありませんが、国場川、長堂川、宮平川といった河川が流入しています。近年河川が整備されつつありますが、雑草の管理やごみ処理などの維持管理については課題が残ります。また、川辺における親水機能を充実させることで、水辺の風景が豊かになり、生活の中で河川がより身近になることも期待されます。



▲国場川沿い



▲長堂川



▲宮平川

(3) 歴史・文化的な集落景観

【特性7】集落形態

町内各所には、伝統的な宅地割が残る地域があります。歴史を伝えるまちなみとともに、集落内のスージ（小径）も特徴的な景観の一部となっています。

【特性8】公園

自然と親しめる生活の一部の場所として、公園も重要な景観要素の一つとなっています。特に森と融合した公園や、高速道路下の活用などがあります。園内のきれいな遊具やきちんと手入れの行き届いた施設なども、良好な景観を維持する要素の一つとなっています。



▲本部公園



▲黄金森公園

【特性9】特徴的な建築物

集落内には、建築家の金城信吉氏の自宅や高倉等、優良な建築が残っています。数多くある病院や公文書館についても、南風原町の特徴ある建築物となっています。



▲津嘉山地内の高倉



▲沖縄県公文書館（新川）

【特性10】かすり

かすりは南風原町の伝統で、代表的な工芸品です。かすり会館を中心にかすりの道が整備され、集落を散策できるようになっています。また、かすりの糸を干す風景や、機を織る音なども景観の一部として認識されています。



▲かすりの糸を干す風景



▲かすりの道

【特性11】石獅子・古井戸・石橋等

集落内には、文化財として登録されている石獅子や、現在は使用されていない井戸、古い石橋などがあります。これらは、集落の歴史や趣を現在に伝える景観要素です。



▲本部の石獅子



▲下原橋（しちやーらばし）

【特性1 2】各字の伝統行事

字ごとの伝統行事も重要な景観の一つです。各字において現在でも盛んに行事が開催されており、特に綱引きやエイサーについては、集落の伝統・文化を町内外の人々に伝える重要な景観となっています。各字にはそれぞれに特徴的な伝統・文化があり、それらを守り、継承することが重要であると思われます。



【特性1 3】地域の歴史、伝承

宮城のはごろも伝説や与那覇の浦島太郎伝説などの言い伝えが各地に伝わっています。また、津嘉山地区にはかつて船着場が存在したことや、戦前には軽便鉄道が通過する駅があったこと、陸軍病院壕やナゲーラ壕、飛び安里などについても地域の歴史として、伝承していくことが望まれます。歴史を伝える景観の一部として、その名残を伝えるものや、ストーリーを表すものなども、重要な景観資源です。

【特性1 4】金城哲夫氏の功績

ワークショップ等においては、ウルトラマンの製作者である金城哲夫氏の功績が、文化的な要素として重要でありながら、アピールが足りないのではないかという声が聞かれました。地域の歴史の一部として、金城哲夫氏の功績を伝えるようなしくみを景観に取り込むことも考えられます。

【課題】住宅地における良好な景観の形成

住宅地においては、広い敷地の活用や、緑化についても景観を形成する上で重要となっており、閑静な環境の維持やゆとりの確保も必要であると考えられます。住宅地においては、各個人宅における景観への取り組みが重要となり、景観づくりにおける協働のしくみづくりを行う必要があります。



▲住居前における植栽



▲住宅地路地の緑化

【課題】伝統的な集落景観の保全

集落内の景観として、古い井戸や石橋、石獅子、拝所などの、伝統的な生活に基づいた景観要素が存在します。特に、町内各所にはかつての碁盤目状の集落形態が残存するほか、著名な建築家による民家も存在するなど、その保存や活用も課題となっています。その他集落内の伝統的な建築などについても、情報を把握し、保全・修復を図り、景観としての活用を検討する必要があります。南風原町では、各字における伝統や地域文化が色濃く残っている他、地域に伝わる昔話などもあることから、その特徴を活かすようなサインの設置等も重要となります。



▲本部の古民家



▲かすりの道

【課題】 文化を伝える景観の保全・活用及び再整備

文化的な景観の構成要素である「かすりの道」については、舗装が老朽化しているなどの指摘があり、修復が必要であると考えられます。生業という視点からは、農業や伝統工芸についても、文化的な景観を形成する要因の一つとなります。

陸軍病院壕やその周辺については、黄金森と一体となった整備がされており、平和の鐘や歌碑といった、平和を希求するメッセージが発信される場所となっています。これらは南風原町の理念を発信する場でもあり、継続して保全・活用を行う必要があります。

南風原町の文化的な特徴に関連して、ウルトラマンや金城哲夫氏の功績についても、文化的な要素として重要でありながら、アピールが足りないのではないかという声が聞かれました。これらについては、「水木しげるロード」のような活用例などが、アンケートなどで参考として提案されており、その検討が求められます。

【課題】 地域のシンボルとなる樹木の保全

現在集落内には、地域のシンボルとなるようなガジュマルなどの大木がいきづいていきます。これらの樹木を把握し、保全することは、未来に地域らしさを残すことにつながります。また、新たな取組みとして、沿道への植栽や並木による緑豊かな道路空間の創出も望まれます。

【課題】 各字の特徴を活かす景観づくり

南風原町においては、地域ごとに豊かな個性があります。それぞれの良さを活かした景観を形成するため、地域の景観に関するコンセプトや方向性を確立する必要があります。

(4) 景観づくりに向けた取り組みに関する課題

景観づくりは、行政だけでは成し遂げることができません。地域と協働した景観づくりの取り組みとして、まず景観行政に関する情報発信が求められています。アンケートでは、若い世代との協働や苗の配布といった住民と協働の景観づくりの取り組みについての提案がみられました。集合住宅の居住者に関しては、景観づくりへの参加について隔たりを感じている意見もあり、いかに地域と協力して景観づくりの主体として働きかけるかが課題となっています。

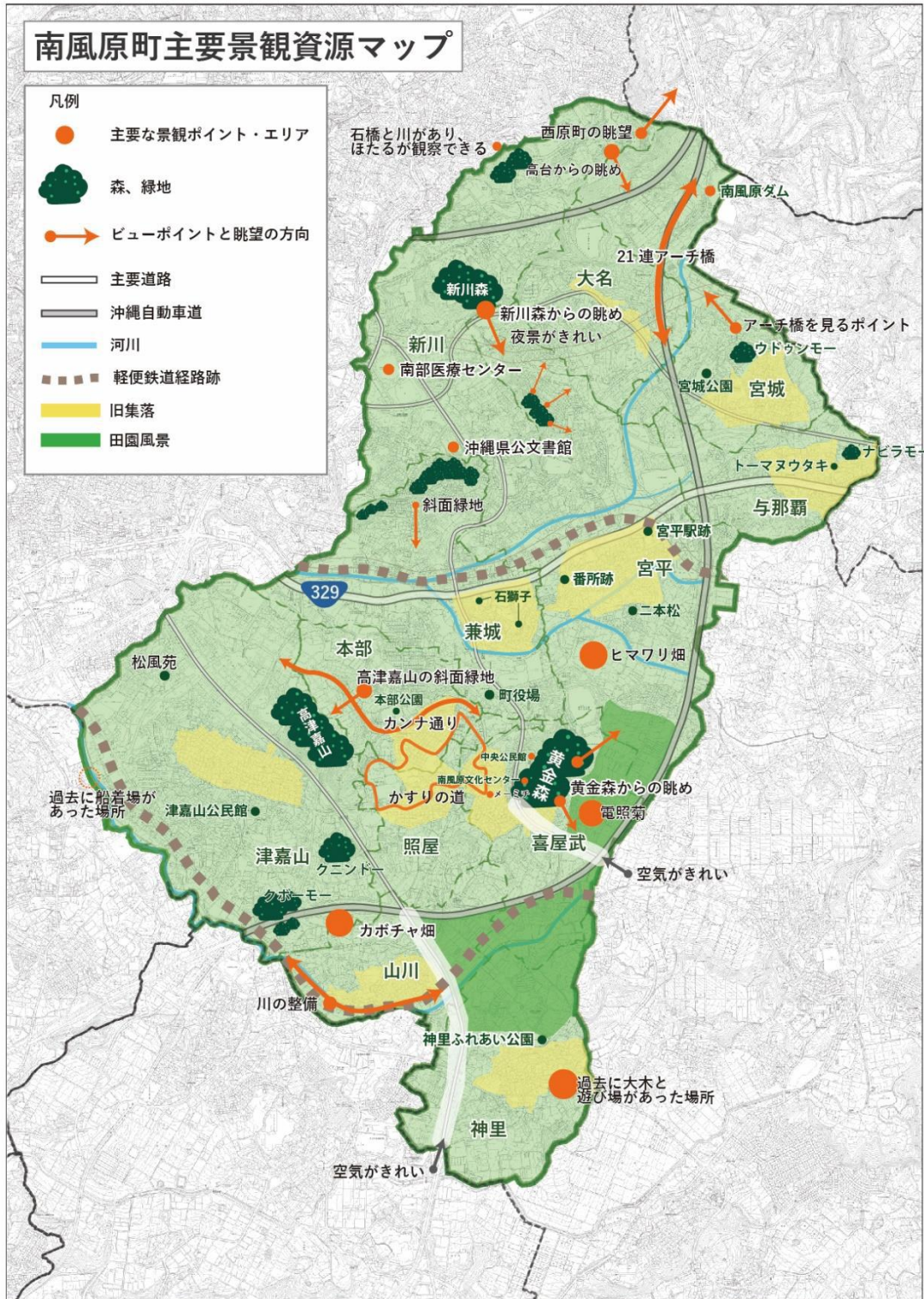
また、景観に関する意識向上のための提案として、個人宅の庭を訪問するウォーキングのイベントや、祭りの開催、景観賞の設置なども提案されています。ゴミのポイ捨てやペットの排泄物の処理等、モラルに関する問題も言及されているため、景観向上と美化に関する主体性についても、これらのイベント等を通じて向上する必要があると考えられます。

地域の景観づくりは、全体的なまちづくりと共に長い期間をかけて行う必要があります。地域住民の景観に関する理解と協力のしくみを確立するとともに、自律的、継続的に活動ができるような予算配置や、行政と地域との役割分担が重要となります。

主要景観資源マップ

南風原町には、森・緑地、田園風景などの自然景観、集落形態、かすり、石獅子、各字の伝統行事などの歴史・文化的な空間といった景観資源が存在しています。また、住民ワークショップからは、景観の主要なポイントや眺望についても意見が出ました。

これらの主要な景観資源を主要景観資源マップ、歴史的な資源については史跡マップとして整理すると以下ようになります。



南風原町史跡マップ

南風原町史跡マップ

このマップは、南風原町の歴史を伝えるために作成された。町内を3つの村（上村、本郷、下村）に分けて、それぞれの村に属する史跡を色別に示している。30の史跡を写真と番号で紹介している。

地図番号

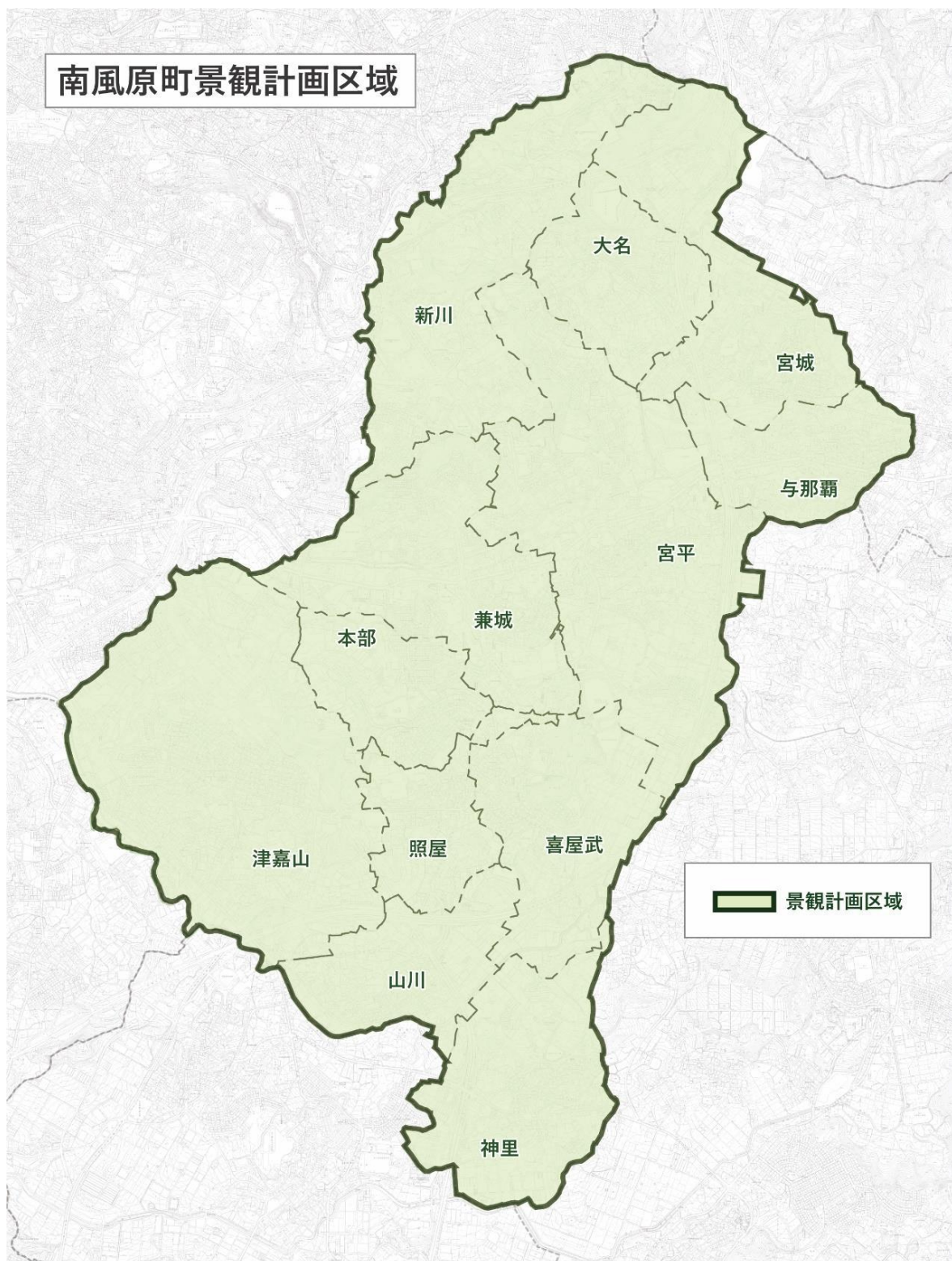
- 1 湯島神社の石（湯島山）
- 2 ワサン崖（鶴崎佐兵衛・与那国）
- 3 湯島神社の石（湯島山）
- 4 湯島神社の石（湯島山）
- 5 湯島神社の石（湯島山）
- 6 湯島神社の石（湯島山）
- 7 湯島神社の石（湯島山）
- 8 湯島神社の石（湯島山）
- 9 湯島神社の石（湯島山）
- 10 湯島神社の石（湯島山）
- 11 湯島神社の石（湯島山）
- 12 湯島神社の石（湯島山）
- 13 湯島神社の石（湯島山）
- 14 湯島神社の石（湯島山）
- 15 湯島神社の石（湯島山）
- 16 湯島神社の石（湯島山）
- 17 湯島神社の石（湯島山）
- 18 湯島神社の石（湯島山）
- 19 湯島神社の石（湯島山）
- 20 湯島神社の石（湯島山）
- 21 湯島神社の石（湯島山）
- 22 湯島神社の石（湯島山）
- 23 湯島神社の石（湯島山）
- 24 湯島神社の石（湯島山）
- 25 湯島神社の石（湯島山）
- 26 湯島神社の石（湯島山）
- 27 湯島神社の石（湯島山）
- 28 湯島神社の石（湯島山）
- 29 湯島神社の石（湯島山）
- 30 湯島神社の石（湯島山）

南風原町の史跡より抜粋
 特定非営利活動法人 南風原平和ガイドの会発行パンフレットより抜粋

3. 景観計画区域

(1) 景観計画区域

南風原町においては、景観法に基づく景観計画区域を本町全体とします。



第2章 景観計画区域における 良好な景観の形成に関する方針

1. 将来像

(1) 将来像

本町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市に隣接しており県内で唯一、海に面していない町です。周囲は6市町に囲まれ沖縄自動車道や国道329号などの東西南北をつなぐ交通の要衝となっています。近年は国道バイパス等の幹線道路の整備や、津嘉山北地区土地区画整理等により都市基盤の整備が進み、市街化の進展が著しい町です。

また、三大森と呼ばれる黄金森、新川森、高津嘉山は潤いある自然景観を形成し、かすりの道として整備された地区一帯では工芸品のかすりが生産され、糸を干す風景や機を織る音が響き、風情あるまちなみが形成され、各地域に豊かな文化や、歴史を伝える遺跡等が残っており、南風原町全域で歴史を感じる事ができます。

このように、都市と自然、歴史・文化が調和し様々な景観を有していることが南風原町の特徴です。

将来へ継承する景観、新たに創りだしていく景観、それぞれを大切にして表情豊かなまちづくりを進めるため、景観形成に関する将来像を以下のとおり定めます。

将来像

都市と田園と伝統が紡ぐ黄金の郷はえばる

(2) 将来像実現に向けた課題

南風原町においては、近年新規道路の建設と沿道の開発、人口の増加などが進行しています。また、将来における新規産業の進出なども予想されています。これらの社会状況の変化に伴い、町内の緑地の減少や地形の変化、集合住宅の乱立や、ゆたかな文化や地域の歴史を伝える景観の消失、無秩序な沿道景観の形成などが懸念されています。

これらの変化を見据えて、将来像実現に向けた課題を以下のように整理します。

1. 三大森（黄金森、新川森、高津嘉山）の保全

南風原町の景観の主な特徴である自然景観の良さを積極的に守り残していく必要があります。また、斜面緑地を保全することで、地すべり対策及び緑地保全を行うことが望まれます。

2. 文化財の保全・活用

南風原町の景観を豊かなものにする文化財や、伝統的な生活・産業等に関連する要素について、その保全と活用が望まれます。

3. 大規模開発による無秩序な景観の形成

人口増加に伴い、集合住宅の建設が増加することが見込まれます。住宅を含む高層な建築物の建築については、一定のルールづくりを行い、その秩序ある景観形成が望まれます。

4. 市街化区域内の緑地の減少

市街化区域内においては、将来においても開発が進み、緑地が減少することが予想されます。市街化区域内においても、潤いのある景観を守り、町民の憩いの場となるような緑の景観と緑地の確保が望まれます。

5. 幹線道路における良好な沿道景観の形成

南風原町は交通の要衝となっており、今後新たな高速道路のインターチェンジや、近隣市町をつなぐ幹線道路などの建設が予定されています。これに伴い、沿道の商業地域や住宅などの開発が予想されます。南風原町を行き来する人々にとって、沿道景観も南風原町の印象の重要な要素となることから、幹線道路における良好な沿道景観の形成が望まれます。

(3) 景観形成における基本方針

良好な景観の形成に向けて、以下の通り基本方針を定めます。

1. 地域への愛着や歴史への理解を推進する景観の形成

南風原町には、地域ごとに豊かな文化や、歴史を伝える遺跡や文化財、昔話などが残っています。地域をまるごと博物館として捉え、地域の歴史・文化を景観形成の中で活かし、地域の人々が日常的にふれあえるようにすることで、地域への愛着や歴史への理解を醸成することを目指します。

2. 統一感があり、自然や地形と調和する景観の形成

南風原町には、豊かな緑地や高台、三大森などの自然の地形が残されています。これらと調和する景観を形成するとともに、市街地においても自然と調和するような景観の形成を目指します。

3. 町の発展とともに柔軟に変化しつつ、魅力を保持する景観の形成

南風原町においては、新規道路の建設や新規産業の集積など、町が今後ますます発展することが期待されます。これらの変化に柔軟に対応しつつ、既存の風景とのバランスが取れた景観の形成を目指します。

4. 町民と協働した景観の形成

南風原町では、これまでも町民の自主的な景観形成の取り組みや、行政と協力した景観形成の努力がありました。これからも、町民・事業者及び行政等の協働で景観形成に取り組みます。

これらの基本方針より、南風原町を構成する景観に関する考え方を定めます。

(4) 地区区分の基本的な考え方

本計画においては、南風原町の様々な種類の景観特性を活かす方針づくりのため、景観特性ごとに地区を設け、それぞれの特徴を伸ばし育てるための考え方を定めます。

1. 森と緑の保全地区

- ・ 黄金森、新川森、高津嘉山の三大森を中心に、緑地の保全を目指します。
- ・ 開発による緑地の減少や地すべりの防止を兼ね、斜面緑地の保全を目指します。
- ・ 森や緑の映える景観の保全・創出を目指します。

2. 田園地区

- ・ 農業が盛んな南風原町の特徴をあらわす景観として、町内に広がる生産緑地の風景の保全を目指します。

3. 親水地区

- ・ 親水空間の充実と安全な水辺環境の創出を目指します。

4. 伝統的集落地区

- ・ 南風原町の昔ながらの生活風景や、地域の歴史を伝える風景を守り、伝承できる伝統的な集落風景の保全・創出を目指します。
- ・ 地域の特徴を活かした風景の保全・創出を目指します。
- ・ 文化の香る集落景観の保全・創出を目指します。

5. 主要道路沿道地区

- ・ 南風原町を行き交う様々な人にとって魅力的で快適な景観の形成を目指します。

6. 都市的景観形成地区

- ・ 都市的な土地利用において、統一感があり、緑豊かな景観の形成を目指します。
- ・ 特にこれから開発や新規産業の進出が見込まれる地域において、秩序ある景観の形成を目指します。

主な景観資源	地区区分	主に対処する課題	主な方針
ゆたかな森・緑地	①森と緑の 保全地区	三大森（黄金森、新川森、高津嘉山）の保全 開発による緑地減少や地すべり防止	<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑地として保全、整備 稜線の保全 眺めを遮る建築物などの制限 ビューポイントとしての活用
のどかな田園風景	②田園地区	田園風景の保全と農業の振興・継承	<ul style="list-style-type: none"> 畑地と調和する景観形成
河川のある風景	③親水地区	親水空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 親水エリア等の整備 不法投棄や雑草への対策
伝統的な集落形態 かすり・工芸 歴史、伝統 地域の文化 文化財 公園	④伝統的 集落地区	伝統的な集落景観の保全 文化を伝える景観の保全・活用及び再整備 地域のシンボルとなる樹木の保全 各字の特徴を活かす景観づくり 住宅地における良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 集落形態の保全 趣ある住宅地景観の形成 歴史や文化の薫る集落環境の保全と誘導 御嶽や石獅子等の保全および周辺整備 シンボリックな樹木の把握と保全
交通の要衝	⑤主要道路 沿道地区	幹線道路における屋外広告物の規制誘導 人や車が行き交う沿道の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 歩道スペースの確保 照明や広告物についてのルールづくり
緑とまちの調和	⑥都市的景観 形成地区	市街化の進展 市街地における緑の確保	<ul style="list-style-type: none"> 歩道、車道からの見通し確保 潤いのある都市的景観の形成

2. 基本方針

<自然景観関連地区>

(1) 森と緑の保全地区

黄金森、新川森、高津嘉山の三大森及び斜面緑地を含む緑地エリア、公園等を「森と緑の保全地区」とします。

緑地の保全・活用

- ・ 三大森及び斜面緑地における公園・緑地としての保全・整備の推進および、稜線を保全する。
- ・ 各緑地・高台をビューポイントとして活用する。
- ・ 各緑地・高台の後景としての活用及び眺めを遮る建築物などのルールづくりを行う。

(2) 田園地区

町内に広がる生産緑地及びそれに付随する住宅地、田園住宅地等を「田園地区」とします。

田園風景の保全

- ・ 畑地の風景と調和する景観形成を推進する。
- ・ 農業の振興・継承と連携した景観づくりの取り組みを行う。
- ・ 生産緑地と田園住宅地が調和した景観を形成する。

(3) 親水地区

国場川、長堂川、宮平川などの河川とその周辺及び南風原ダムとその周辺を「親水地区」とします。

水辺の風景の創出

- ・ 水とふれあえる公園や親水空間の創出を図る。
- ・ 河川周辺における不法投棄および雑草などへの対策を行う。
- ・ 南風原ダムの活用を促進する。

<集落・都市的景観関連地区>

(4) 伝統的集落地区

伝統的な宅地割が残る地域や御嶽や石橋等が残存し伝統的な暮らしを伝える地域、また、かすりの道周辺等の伝統的工芸の様子を伝える地域を、「伝統的集落地区」とします。

集落形態の保全

- ・ 格子状の地割形を保持及び伝統的な田園風景を保全する。
- ・ 石垣、生け垣の設置を推奨するなど趣のある住宅地の景観形成を促す。
- ・ 歴史や文化の薫る集落環境を保全・誘導する。

各字の特徴を活かした風景づくり

- ・ 各字の特徴がわかる風景づくりを行う。
- ・ 各字のものがたりを伝える風景づくりを行う。

御嶽等の保全・整備

- ・ 集落に点在するガジュマルなどのシンボリックな樹木を把握し、保全する。
- ・ 御嶽や石獅子、石橋等の保全およびその周辺の整備を図る。

(5) 主要道路沿道地区

(A) 国道 329 号、国道 507 号、那覇空港自動車道南風原北インターチェンジ周辺、県道 82 号、240 号、241 号及び津嘉山バイパス及び今後開発が予定されている幹線道路等、主要な幹線道路の沿道を「主要道路沿道地区 (A)」とします。

(B) 三大森（新川森、高津嘉山、黄金森）の景観に影響を及ぼす範囲を「主要道路沿道地区 (B)」とします。

沿道景観の創出

- ・ 歩道、車道からの見通しを確保する。
- ・ 街路樹や植栽などにより、緑豊かな沿道景観を創出するとともに、緑陰を形成し、歩きやすい歩道を形成する。
- ・ 主要道路沿道地区 (B) については、森や山の眺めを損ねないように配慮した景観を形成する。
- ・ 道路から見える墓地の対策を行う。

(6) 都市的景観形成地区

用途地域における住居専用地域を中心とした市街地を、「都市的景観形成地区」とします。

また、今後商業エリアとしての発展が予測される、南風原北インターチェンジ周辺や、新規産業の集積が予測される南風原南インターチェンジ西のエリアや、今後の土地利用に応じて都市的な景観形成へ段階的に移行する可能性があると考えられる箇所については、「都市的景観検討区域」とします。

市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針

- ・ 歩行者にやさしい市街地空間の整備に向けた歩道スペースを確保する。
- ・ 人の目線に合わせたまちづくりを行う。
- ・ 照明、広告物等に関する規制等を行う。
- ・ 市街地内における緑地を確保し、潤いのある景観を形成する。

その他市街地における緑化の誘導、無電柱化の推進等

- ・ 公共施設における緑化を推進する。
- ・ 無電柱化の推進及び狭隘道路における電柱の民地部分への誘導を行う。

(7) 重点地区の景観形成方針

景観形成を推進する上で、重点的に取組む地域の指定を検討します。

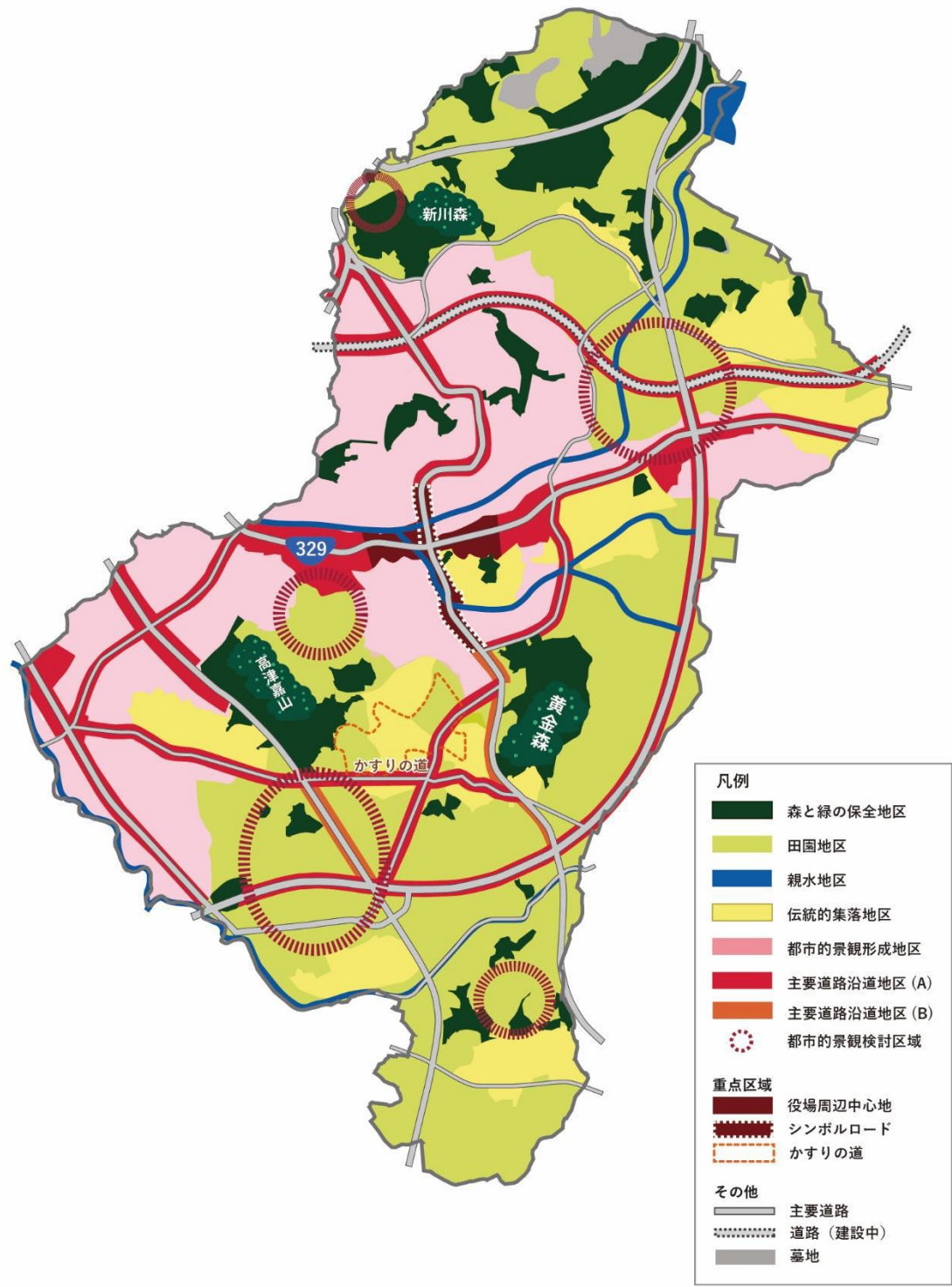
特に南風原町らしさを感じさせるような地域、まちの中心となる地域等を「重点地区」とします。（候補例）

- ・ かすりの道周辺
- ・ 役場一帯～交差点

重点地区の指定

町内における景観まちづくりに重要な地区を抽出し、景観重点地区を定めます。景観重点地区においては、より細やかなまちなみの誘導を図り、景観まちづくりを重点的に取り組みます。

南風原町景観地区区分



第3章 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項

【将来像】（再掲）

本町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市に隣接しており県内で唯一、海に面していない町です。周囲は6市町に囲まれ沖縄自動車道や国道329号などの東西南北をつなぐ交通の要衝となっています。近年は国道バイパス等の幹線道路の整備や、津嘉山北地区土地区画整理等により都市基盤の整備が進み、市街化の進展が著しい町です。

また、三大森と呼ばれる黄金森、新川森、高津嘉山は潤いある自然景観を形成し、かすりの道として整備された地区一帯では工芸品のかすりが生産され、糸を干す風景や機を織る音が響き、風情あるまちなみが形成され、各地域に豊かな文化や、歴史を伝える遺跡等が残っており、南風原町全域で歴史を感じる事ができます。

このように、都市と自然、歴史・文化が調和し様々な景観を有していることが南風原町の特徴です。

将来へ継承する景観、新たに創りだしていく景観、それぞれを大切に表情豊かなまちづくりを進めるため、景観形成に関する将来像を以下のとおり定めます。

将来像

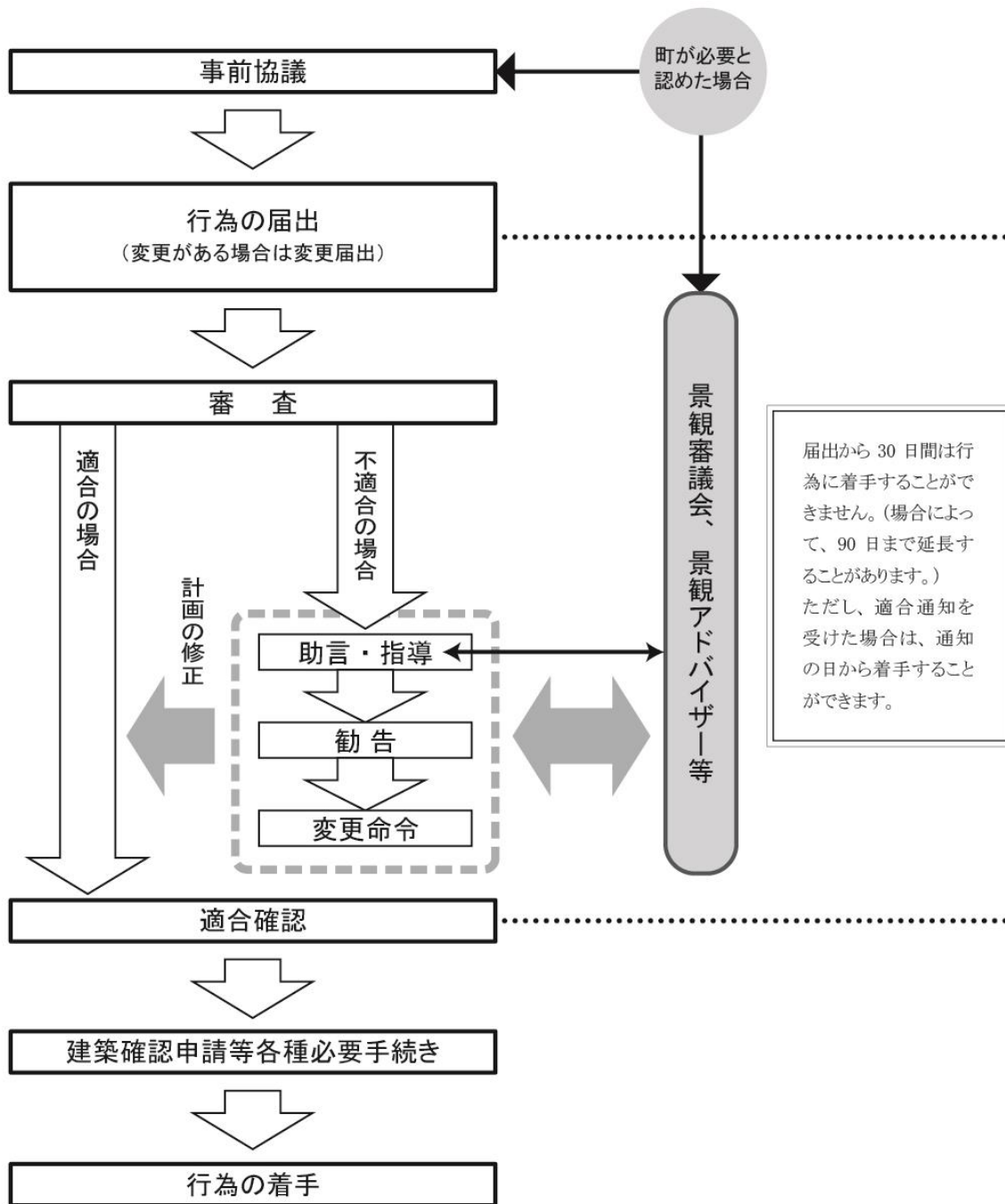
都市と田園と伝統が紡ぐ黄金の郷はえばる

●地区区分の考え方

	地区	地区設定の考え方
1) 一般地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的集落地区 ・ 都市的景観形成地区 ・ 田園地区 ・ 親水地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的・歴史的な宅地割が残る地域 ・ 用途地域が指定された区域 ・ 農業基盤整備が行われた農振農用地区域等 ・ 河川※及び河川に接する土地
2) 主要道路沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路沿道地区 (A) ・ 主要道路沿道地区 (B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道・県道等主要な幹線道路の沿道 ・ 三大森（黄金森、新川森、高津嘉山）の景観に影響を及ぼす範囲
3) 森と緑の保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森と緑の保全地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三大森（黄金森、新川森、高津嘉山）及び斜面緑地

※河川は、2級河川及び準用河川を指す

1. 景観計画・景観条例の手続き

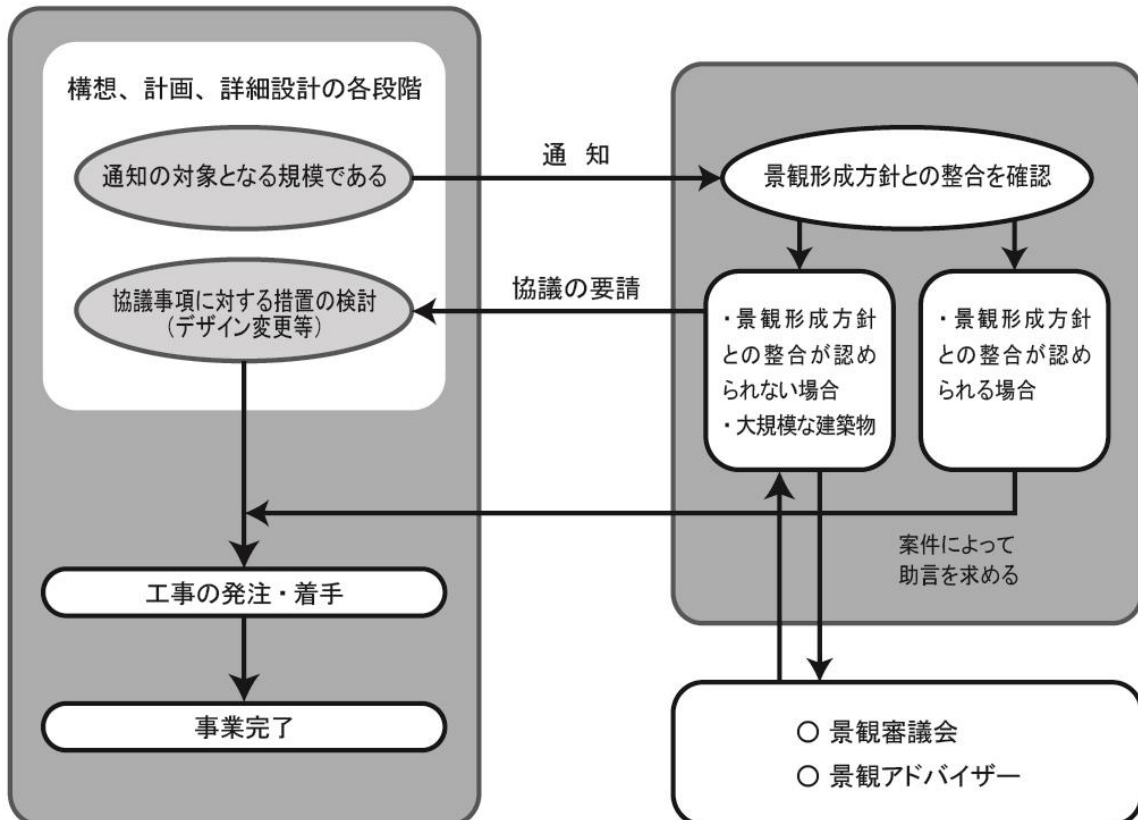


<景観計画・景観条例に基づく手続きの流れ>

【公共事業及び公的建築物の協議の流れ】

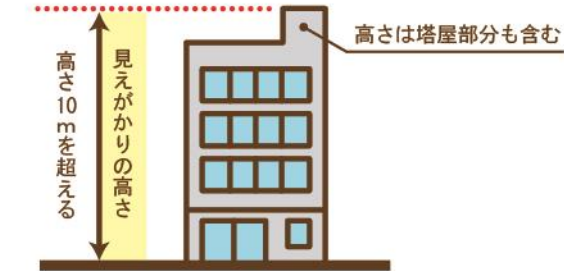
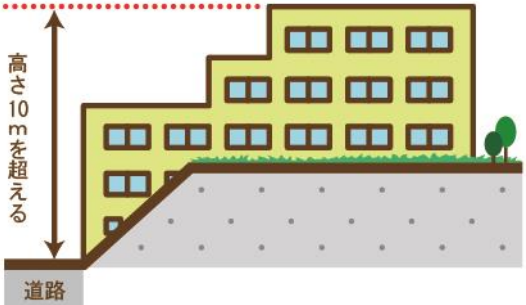
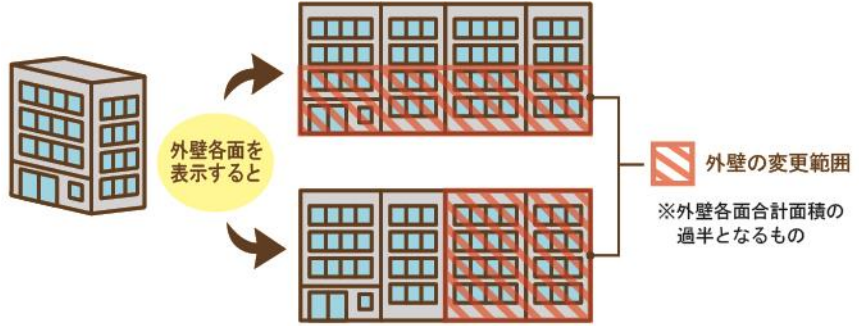
景観計画区域において、国、県及び南風原町が公共事業を実施する際には、景観法第16条第5項に基づき、景観行政団体への通知を行います。

南風原町においては、良好な景観形成を目指すため、公共団体が事業主体となる場合についても協議を行うこととします。



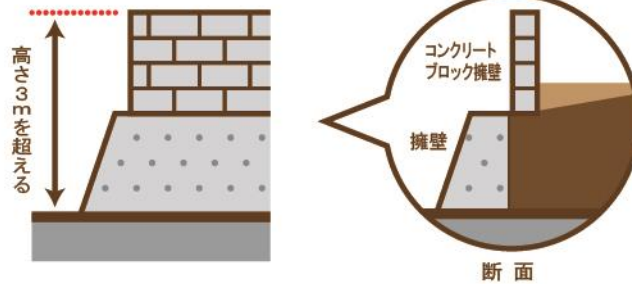
2. 届出対象行為

表1 全地区で適用する行為

対象となる行為	対象となる規模
<p>1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更</p>	<p>①建築物の高さが10メートルを超える場合（高さは見えがかり高さとする。塔屋部分も含む）</p>   <p>②建築物の延べ床面積が500平方メートルを超える場合</p> <p>③①又は②に該当する建物のうち、外観の変更の範囲が見付面積の過半となるもの</p> 

2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

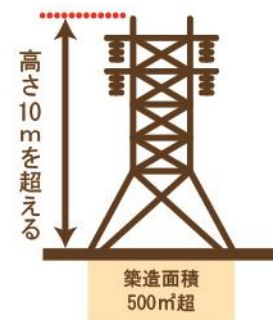
①擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀、擁壁の上部にブロック等を積んだものその他これらに類するもので、高さが3メートルを超えるもの



②ブロック塀等で1.2mを超えるもの

③鉄塔、煙突などの以下に示す行為のうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さ）10メートルを超えるもの又は築造面積が500平方メートルを超えるもの

- ・ 彫像、記念碑類
- ・ 煙突、排気塔類
- ・ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱類
- ・ 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔
- ・ 高架水槽、冷却塔類
- ・ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド類
- ・ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント類
- ・ 自動車車庫の用に供する立体的な施設類
- ・ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設類
- ・ 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、
- ・ 墳墓類
- ・ 風力発電施設
- ・ 太陽光パネル



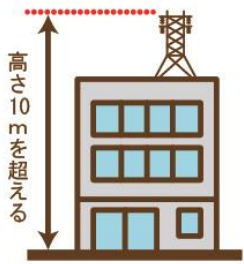
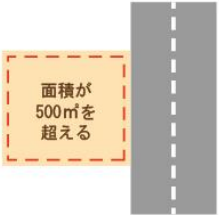

	<p>④電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもののうち、高さ（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）が、10メートルを超えるもの</p> <p>⑤①②③④に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの</p>	 <p>高さ10 mを超える</p>
<p>3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</p>	<p>土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p>	 <p>面積が500㎡を超える</p>
<p>4) 土地の開墾、その他の土地形状の変更</p>	<p>当該行為にかかる土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p>	
<p>5) 屋外における土石、再生資源その他物件の堆積</p>	<p>その集積又は貯蔵の高さが3メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が500平方メートルを超える場合</p>	 <p>高さ3 mを超える</p> <p>土地面積 500㎡以上</p>

表2 伝統的集落地区、主要幹線道路（A）（B）、森と緑の保全地区、親水地区で適用する行為

地区	対象となる行為
<p>伝統的集落地区 主要幹線道路（A）（B） 森と緑の保全地区 親水地区</p>	<p>①表1 全地区で適用する行為 ②建築基準法第6条に基づく確認申請が必要な行為</p>

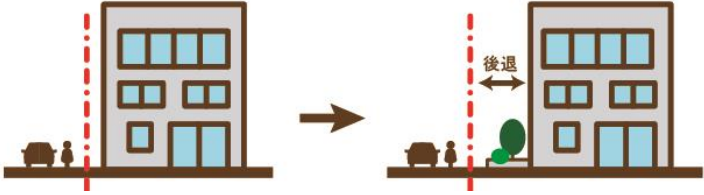
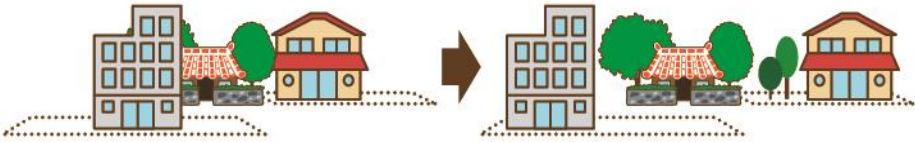
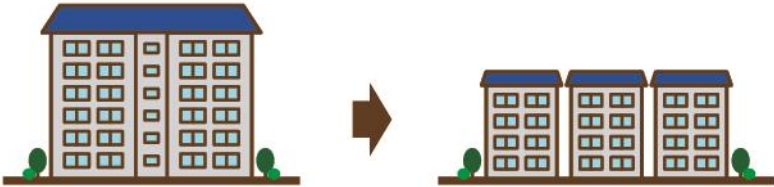
3. 景観形成基準

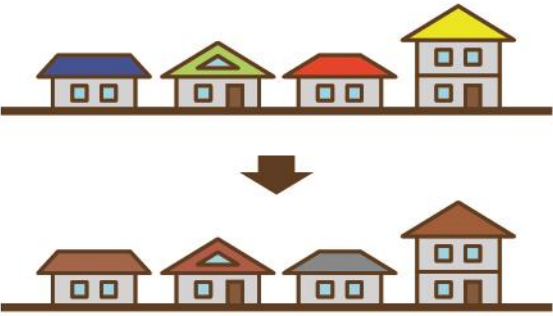

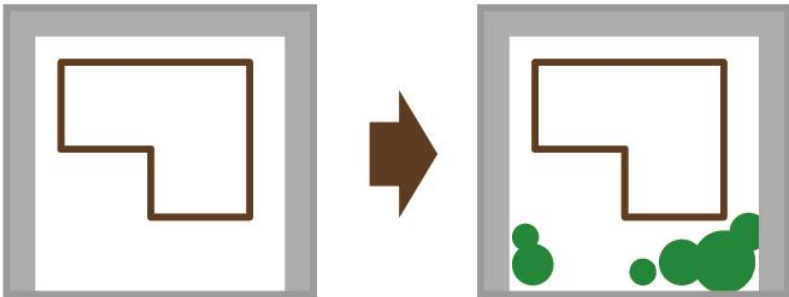
(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の

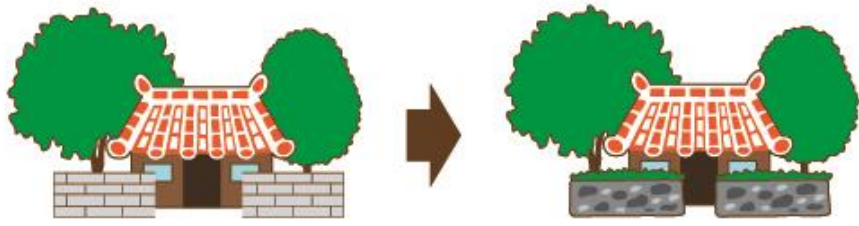
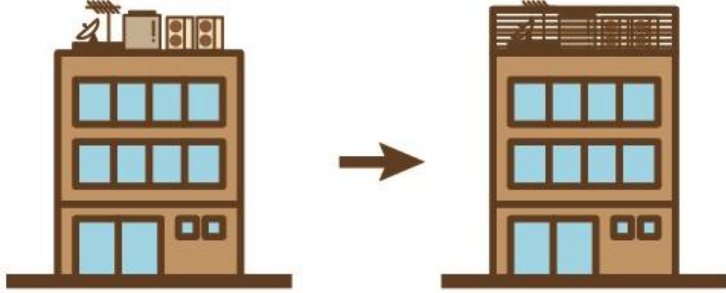
変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

ア 一般地区（伝統的集落地区、都市的景観形成地区、田園地区、親水地区）

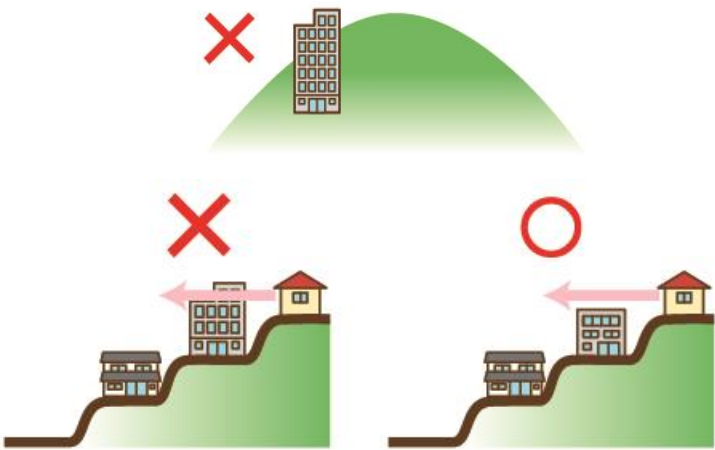
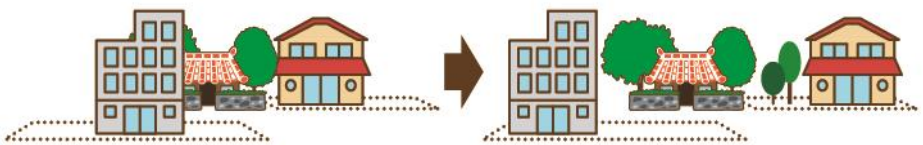
項目	基準	
1) 高さ	<p>市街化区域</p> <p>①市街化区域における建築物の高さは、建築基準法の規定に基づく高さとする。</p> <p>②地区計画区域における建築物の高さは、地区整備計画の規定による高さとする。</p>	<p>市街化調整区域</p> <p>③市街化調整区域における建築物の高さは、原則として12メートル（建築基準法で定義する高さ）以下とする。</p> <p>④周辺の主要な眺め（三大森等）に著しく影響を及ぼさない高さである。</p> <p>⑤まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。</p>

<p>2) 配置</p>	<p>①建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p>  <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p> <p>③周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに配慮した配置とすること。</p> <p>④周辺に重要建築物や大木がある場合は、その眺望に配慮した配置とすること。</p>  <p>⑤伝統的集落地区で大規模な建築物の建築が行われる場合は、地域への説明に努める。その上で、歴史的・文化的資源を尊重し、地域の意見にも配慮するよう努める。</p> <p>⑥景観資源に隣接する開発については、地域の意見に配慮するよう努める。</p>
<p>3) 形態意匠</p>	<p>①建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとすること。</p>  <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>③周辺の農地との調和に配慮するよう工夫すること。</p>


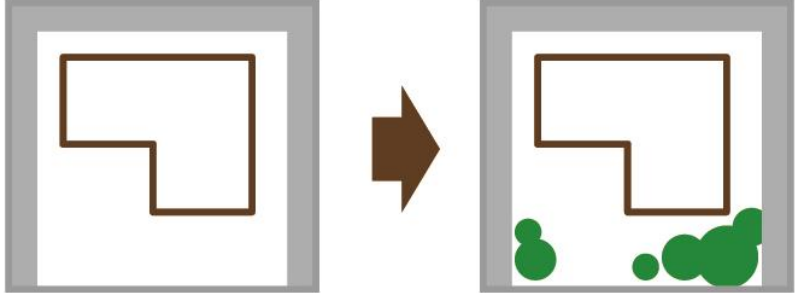
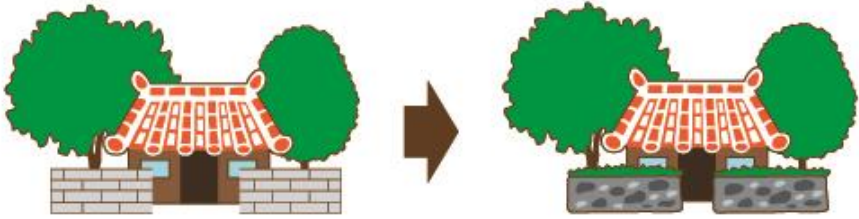
<p>4) 色彩</p>	<p>4) - 1 屋根の色彩</p> <p>①極端な高彩度、低明度を避けること。</p> <p>4) - 2 外壁面の色彩</p> <p>①原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩とすること。</p> <p>②背景となる山の緑や農地の色彩との調和に配慮すること。</p>  <p>The diagram illustrates a color adjustment process. The top row shows four houses with roofs in blue, green, red, and yellow. A downward arrow points to the bottom row, where the roofs are now in muted brown, reddish-brown, grey, and dark brown tones, demonstrating a shift from high-saturation colors to more harmonious, muted tones.</p>
<p>5) 素材</p>	<p>①素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>②沖縄の歴史風土に合う素材を積極的に活用すること。</p>  <p>屋根への赤瓦の活用 柵への自然素材（石材等）の活用 など</p> <p>The illustration shows a traditional Japanese building with a red-tiled roof and stone pillars, flanked by two green trees. The text highlights the use of traditional materials like red tiles and natural stone for fences.</p>
<p>6) 敷地の緑化</p>	<p>①敷地面積の5%以上の緑化に努めること。</p> <p>②景観資源となる既存の樹木を保全に努めること。</p> <p>③道路に面した部分は緑化に努めること。</p>  <p>The diagram shows a site plan with a brown outline of a building footprint. An arrow points to the same plan, but with several green circles of varying sizes added to the bottom edge, representing the addition of greenery to the site's perimeter.</p>

<p>7) 垣・柵</p>	<p>①可能な限り生垣又は木材、石材等の自然素材の活用を努めること。</p>  <p>②やむを得ずブロック塀等にする場合は、地盤面から 0.9メートル以下、それを超える部分は透視性のあるもので全体の高さは地盤面から 1.5メートル以下とし、敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。</p> <p>③道路に面するブロック塀等は、道路境界線から後退させ、緑化空間の創出に努めること。</p> <p>④良好な景観を形成している屋敷林及び石垣は、保全に努めること。</p> <p>⑤二項道路に面した敷地については、石垣等の再現に努めること。</p>
<p>8) その他</p>	<p>①外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</p>  <p>②集合住宅等のごみ置き場については、景観に配慮する。</p>

イ 主要道路沿道地区 (A) (B)

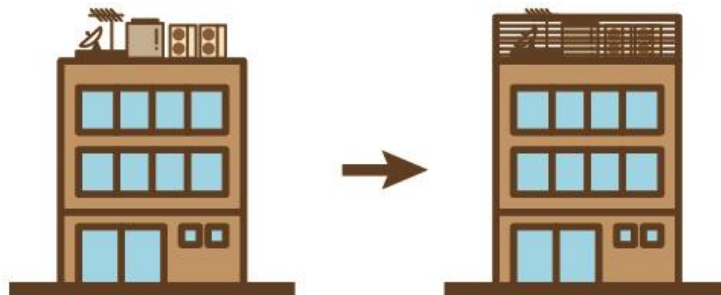
項目	基準	
1) 高さ	<p>市街化区域</p> <p>①市街化区域における建築物の高さは、建築基準法の規定に基づく高さとする。</p> <p>②地区計画区域における建築物の高さは、地区整備計画の規定による高さとする。</p> <p>③主要道路沿道地区 (B) の市街化区域については、原則として 15 メートル以下とする。</p>	<p>市街化調整区域</p> <p>④市街化調整区域における建築物の高さは、原則として 12 メートル以下とする。</p> <p>⑤周辺の主要な眺め (三大森等) に著しく影響を及ぼさない高さである。</p> <p>⑥まちなみ (スカイラインの連続性) を考慮した高さとする。</p>
		
2) 配置	<p>①建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p> <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p> <p>③周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに配慮した配置とすること。</p> <p>④周辺に重要建築物や大木がある場合は、その眺望に配慮した配置とすること。</p> 	

	<p>⑤主要道路沿道の建築物については、1階部分（主要道路に接する階）における歩行者の回遊性を創出するために、道路境界から1メートル以上後退し、開放感、賑わいのある演出に努める。</p> 
<p>3) 形態意匠</p>	<p>①建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとすること。</p>  <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>③周辺の農地との調和に配慮するよう工夫すること。</p>
<p>4) 色彩</p>	<p>4) - 1 屋根の色彩</p> <p>①極端な高彩度、低明度を避けること。</p> <p>4) - 2 外壁面の色彩</p> <p>①原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩とすること。</p> <p>②背景となる山の緑や農地の色彩との調和に配慮すること。</p> 

<p>5) 素材</p>	<p>①素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>②沖縄の歴史風土に合う素材を積極的に活用すること。</p> <div data-bbox="491 315 1198 510" style="text-align: center;">  <p style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">屋根への赤瓦の活用 柵への自然素材（石材等）の活用 など</p> </div>
<p>6) 敷地の緑化</p>	<p>①敷地面積の5%以上の緑化に努めること。</p> <p>②景観資源となる既存の樹木を保全に努めること。</p> <p>③道路に面した部分は緑化に努めること。</p> <div data-bbox="491 757 1289 1048" style="text-align: center;">  </div>
<p>7) 垣・柵</p>	<p>①可能な限り生垣又は木材、石材等の自然素材の活用を努めること。</p> <div data-bbox="480 1151 1342 1368" style="text-align: center;">  </div> <p>②やむを得ずブロック塀等にする場合は、地盤面から0.9メートル以下、それを超える部分は透視性のあるもので全体の高さは地盤面から1.5メートル以下とし、敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。</p> <p>③道路に面するブロック塀等は、道路境界線から後退させ、緑化空間の創出に努めること。</p> <p>④良好な景観を形成している屋敷林及び石垣は、保全に努めること。</p>


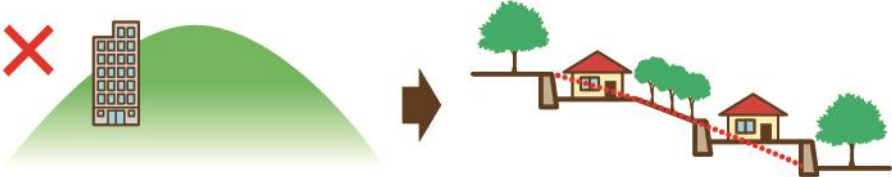
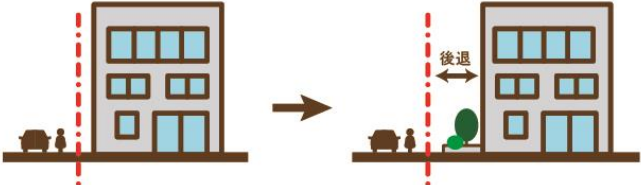
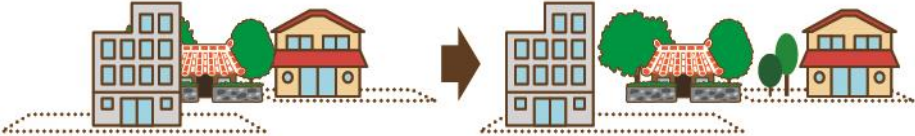
8) その他

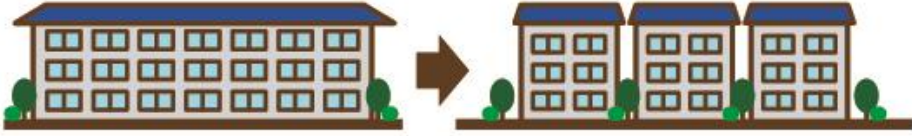
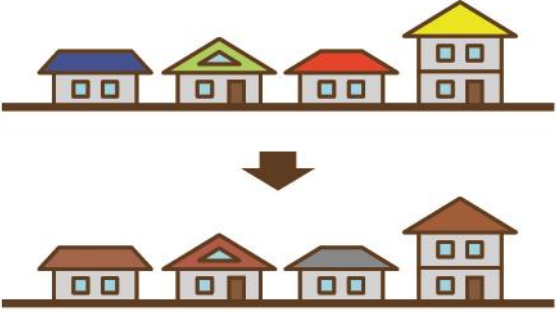

①外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。

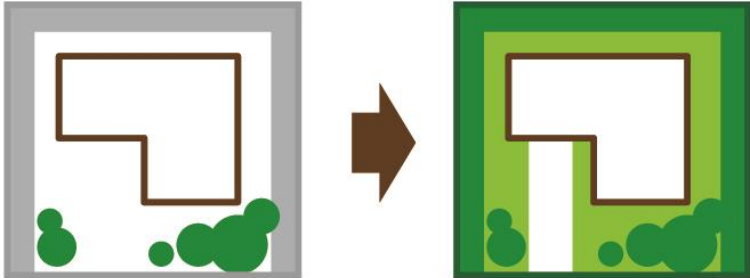
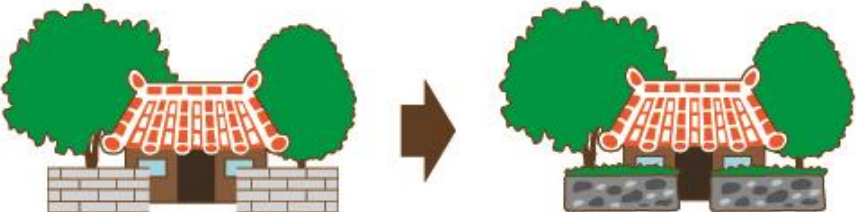
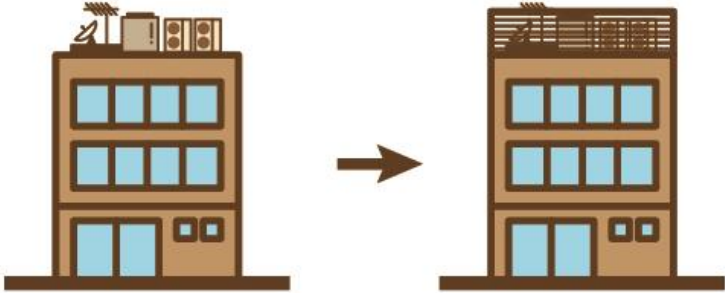


②集合住宅等のごみ置き場については、景観に配慮すること。

ウ 森と緑の保全地区

項目	基準
1) 高さ	<p style="text-align: center;">市街化調整区域</p> <p>①原則として8メートル以下とすること。</p>  <p>②周辺の主要な眺望点からの眺めに著しく影響を及ぼさない高さであること。</p> <p>③出来る限り現況地形を活かし、長大な法面・擁壁が生じないようにすること。</p> 
2) 配置	<p>①建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p>  <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p> <p>③周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに配慮した配置とすること。</p> <p>④周辺に重要建築物や大木がある場合は、その眺望に配慮した配置とすること。</p> 



<p>3) 形態意匠</p>	<p>①建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとすること。</p>  <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>③周辺の農地との調和に配慮するよう工夫すること。</p>
<p>4) 色彩</p>	<p>4) - 1 屋根の色彩</p> <p>①極端な高彩度、低明度を避けること。</p> <p>4) - 2 外壁面の色彩</p> <p>①原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩とすること。</p> <p>②背景となる山の緑や農地の色彩との調和に配慮すること。</p> 
<p>5) 素材</p>	<p>①素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>②沖縄の歴史風土に合う素材を積極的に活用すること。</p>  <p>屋根への赤瓦の活用 柵への自然素材（石材等）の活用 など</p>

<p>6) 敷地の緑化</p>	<p>①景観資源となる既存の樹木を保全に努めること。</p> <p>②道路に面した部分は緑化に努めること。</p> <p>③法面・擁壁が生じる場合は、自然素材の活用又は緑化により修景を行うこととし、また、緑地率 20%以上を確保すること。</p> 
<p>7) 垣・柵</p>	<p>①可能な限り生垣又は木材、石材等の自然素材の活用に努めること。</p>  <p>②やむを得ずブロック塀等にする場合は、地盤面から 0.9 メートル以下、それを超える部分は透視性のあるもので全体の高さは地盤面から 1.5 メートル以下とし、敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。</p> <p>③道路に面するブロック塀等は、道路境界線から後退させ、緑化空間の創出に努めること。</p> <p>④良好な景観を形成している屋敷林及び石垣は、保全に努めること。</p>
<p>8) その他</p>	<p>①外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</p>  <p>②集合住宅等のごみ置き場については、景観に配慮する。</p>

(2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の

変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

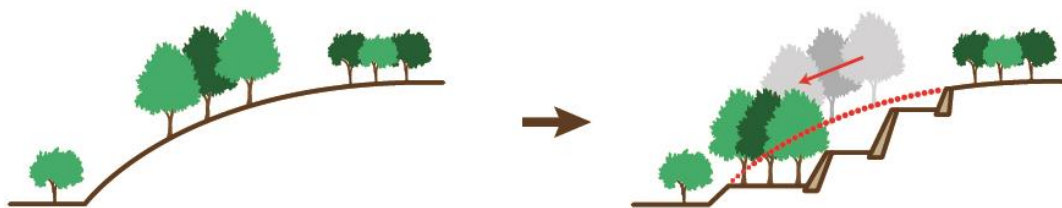
【一般地区、主要道路沿道地区 (A) (B)、森と緑の保全地区共通】

項目	基準
1) 高さ	<p>①周辺の主要な眺め（三大森等）に著しく影響を及ぼさない高さであること。</p> <p>②まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。</p> 
2) 配置	<p>①既存の地形や樹木等の景観的特徴を阻害しない配置とすること。</p> <p>②現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または特に良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した配置とすること。</p> <p>③擁壁から流出する水については、適切に処理できるよう配慮すること。</p> 
3) 形態意匠	<p>①現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または特に良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>②建築物と一体的に築造する場合は、当該建築物と調和したデザインとなるよう配慮すること。</p>
4) 色彩	<p>①極端な高彩度、低明度を避けること。</p> <p>②背景となる山の緑や農地との調和に配慮すること。</p>
5) 素材	<p>①擁壁は、自然の素材の使用に努め、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>

(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

【一般地区、主要道路沿道地区(A)(B)、森と緑の保全地区共通】

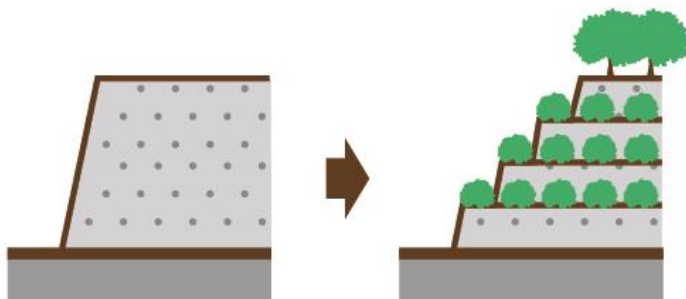
- ①大規模な法面が生じないようにすること。
- ②法面は可能な限り緑化可能な勾配とすること。
- ③擁壁が生じる場合には、擁壁は直立せず、極力高さを抑えること。
- ④擁壁が生じる場合には、自然石や植栽等により周辺景観との調和に配慮すること。
- ⑤敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。



(4) 土地の開墾、その他の土地形状の変更

【一般地区、主要道路沿道地区(A)(B)、森と緑の保全地区共通】

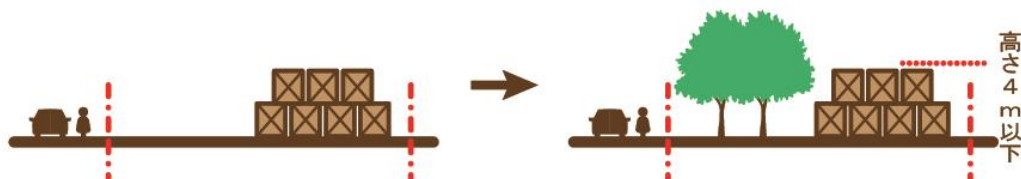
- ①既存の樹木や大木はできる限り保全に努めること。
- ②法面、擁壁及び敷地の周囲は、できる限り緑化に努めること。



(5) 屋外における土石、再生資源その他物件の堆積

【一般地区、主要道路沿道地区(A)(B)、森と緑の保全地区共通】

- ①堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における景観に十分配慮すること。
- ②堆積高さが概ね4メートル以下であること。
- ③堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮へいするに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。



第4章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本計画で示す将来像「都市と田園と伝統が紡ぐ黄金の郷はえばる」実現のためには、地域に残る景観資源を積極的に活用することが重要となります。そのなかでも、歴史的な建造物や樹木等は、地域のシンボルと成り得る景観資源といえます。

本町においては、歴史的、文化的な価値を有する建造物・樹木について、所有者の意見を踏まえて、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を検討します。



2. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物や工作物と並び地域の景観を構成する要素の一つです。良好な景観形成に向けて、必要に応じて景観重要公共施設の指定を検討します。



3. 屋外広告物の表示及び掲出物件の

設置に関する行為の制限に関する事項

国道 329 号等の幹線道路沿道は、商業施設が建ち並びまちの賑わいを創出していますが、そのなかには派手な広告物が良好な景観形成を阻害している場合もあります。

屋外広告物は、景観形成の重要な要素であることから、沖縄県屋外広告物条例に基づく適正な規制誘導等により、良好な沿道景観づくりを進めていきます。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

南風原町は、かぼちゃ、さとうきび、花卉等多種多様な農産物を生産しており、これらは、本町を特徴づける重要な景観要素となっています。今後とも、景観と調和のとれた営農条件を保全・確保するため、景観農業振興地域整備計画の活用を検討します。



5. 重点地区

景観づくりに関して一定の成果が現れるには、町民、事業者及び行政が一体となった継続的な取り組みが必要であり、永い年月がかかるものと想定されます。それを踏まえると、景観形成を重点的に取り組むエリアを設定することは効果的と考えます。

本計画では、様々な景観要素から、本町の景観を特に印象づけている地区、良好な景観を保全する必要がある地区、良好な景観を創造していく地区等を重点地区として設定ができるものします。

6. 景観地区※の指定の方針

本町は、那覇広域都市計画区域に属しており、都市計画として景観地区を定めることができます。景観地区に関する都市計画では、建築物の形態意匠の制限について必ず定めるとともに、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限又は敷地面積の最低限度をうち必要なものを定めることができます。これらを都市計画決定するためには、地域住民の合意形成が重要となります。このため、景観地区を指定する場合には、住民と行政の話し合い持ち、その内容について検討を行い、都市計画決定に向けた取り組みを進めていきます。

※景観地区とは

景観地区は、市街地の良好な景観を形成するために定める都市計画です。このため、既に良好な景観が形成されている地区のみならず、今後良好な景観を形成していく地区について、幅広く活用することが可能とされています。

第5章 計画実現に向けて

本計画で定める景観形成に関する将来像「都市と田園と伝統が紡ぐ黄金の郷はえばる」を実現するため、住民、事業者及び行政が一体となり、継続的な景観づくりへの仕組みづくりを推進します。

1. 景観に関する情報提供と意識の醸成

(1) 関係機関やホームページ等による情報提供

本計画の内容について、広く住民や事業者等に周知を図り、より良い景観づくりを進めていくために、関係機関の窓口や、ホームページを活用した情報発信を行います。

(2) 景観づくりの啓発

良好な景観づくりを進めていくには、住民や事業者の理解と協力が不可欠です。本計画策定時に開催した住民ワークショップや各自治会での意見交換は、住民の意識づけに有効であったと考えます。今後も、本計画による施策の展開にあたっては、住民への情報発信と住民意向の把握に努めて、景観に対する意識の啓発を図ります。

(3) 事業者への普及

建築、開発行為等を実際に行う、開発、設計、建設の事業者に対しては、本計画の趣旨を理解してもらい、良好な景観づくりを促進するよう説明会等を開催します。

2. 景観に関するガイドラインの活用

(1) 景観ガイドラインの充実

住民、事業者及び行政が、本計画に示す基準に基づいて建築や開発行為等を行う際に、基準の内容について理解を深め、良好な景観づくりを促進するために、基準の内容を分かりやすく解説した景観ガイドラインを作成します。景観ガイドラインは、実情に応じて内容の更新を適宜行うような仕組みづくりに努めます。

(2) 公共施設マニュアルの作成

公共施設は、本町の景観づくりにおいて、先導的な役割を果たすことが期待されます。そのため、公共施設についても、本計画の方針や基準に準じて建築や開発行為等を行ってもらえるように、公共施設のためのデザイン指針となる公共施設マニュアルの作成を行い、本計画の趣旨に沿った整備が行われるように努めます。

3. 広域的な協力体制

(1) 庁内の連携

本計画は、庁内の生涯学習文化課、産業振興課、都市整備課などに関連が深い分野があります。このため、これらの関係課との連携を十分に図り、景観づくりの施策展開に努めます。

(2) 国、県、隣接市町との連携

国、県が実施する公共事業については、本計画に定める景観形成における基本方針と整合を図るため、協力を求めています。

また、幹線道路や河川などの公共施設は、隣接市町と連続するという特性をもっており、景観施策の実施にあたっては、十分な協議を行うものとします。

(3) 審議会、景観アドバイザーとの連携

本計画の推進に必要な事項を審議するため、南風原町景観審議会を設置します。南風原町景観審議会は、専門的な立場から景観計画の推進のための適切な助言・指導を行うこととします。

また、事業者が建築、開発行為を行う際に、専門的なアドバイスや地域情報に関するアドバイスを得るため、景観アドバイザー制度の導入を検討します。

4. 関係制度・計画の活用

(1) 既存制度の活用

本町においては、緑の施策として、「C.G.C 運動（花壇登録制度）」「緑の募金による緑化推進事業」「緑とやすらぎのあるまちづくり助成制度」などがあります。これらは、景観づくりと関連が深いことから、景観計画の推進のため、活用の充実に努めます。

(2) 関連計画との連携

本計画に基づき良好な景観形成を図るため、第5次南風原町総合計画、南風原町都市マスタープラン、はえばる緑の基本計画などの関連計画と連携した施策を展開することに努めます。

5. 各主体の役割

(1) 住民

住民は自らが景観づくりの担い手の一人であることを認識して、主体的に景観づくりに努めるものとします。例えば、地域の公園の維持管理に取り組みます。

景観計画の推進に向けて、事業者や行政との連携に努めるものとします。

(2) 事業者

事業者自らの行為が景観づくりに影響を与えることを認識して、事業活動の実施にあたっては、積極的に景観づくりに努めるものとします。例えば、地域の公園の維持管理に取り組みます。

景観計画の推進に向けて、住民や行政との連携に努めます。

(3) 行政

本町の景観行政を担う立場として、関係する行政分野や関係機関との連携及び調整を図り、それぞれの施策が良好な景観づくりに資するように努めます。

本計画の推進にあたっては、住民及び事業者の意見を十分に反映させ、その連携に努めます。

住民及び事業者の主体的な活動を促進するため、景観づくりに関する情報提供や支援に努めます。例えば、地域の公園の維持管理に対する支援に取り組みます。

6. 法に基づく取組み

法に基づく取組みの基本となるのは景観法の活用です。景観法に基づく景観計画の周知・普及を徹底して、良好な景観形成の方針を実現するために事前協議を充実させる必要があります。

また、法に基づく届出対象行為、行為の制限を運用していくとともに、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定に向けた候補の洗い出しなどを進めていきます。

一方、景観法のみならず、景観づくりに有効な取組みについては、庁内関係課等と連携を図り推進していくものとします。

資料編

1. 計画策定の経緯
2. 策定委員会名簿
3. 地区の景観資源 (12 字)

1. 計画策定の経緯

	住民参加	計画作成	委員会
平成 28 年度 (2016 年度)	住民アンケート 住民ワークショップ	基礎調査 ・ 現況調査 ・ 景観特性の把握 ・ 課題の整理	
平成 29 年度 (2017 年度)	住民意見交換会 (12 字で開催) (H29.11~12)	素案作成 ・ 現状と課題 ・ 地区区分の考え方	第 1 回検討会 (H29.10.23) 第 1 回検討委員会 (H29.11.13) 第 1 回策定委員会 (H29.10.31) 第 2 回検討会 (H30.2.15) 第 2 回検討委員会 (H30.2.23) 第 2 回策定委員会 (H30.3.12)
平成 30 年度 (2018 年度)	住民意見交換会 (12 字で開催) (H30.9) 住民説明会 (H30.12.26) パブリックコメント (H30.12.26~ H31.1.28)	景観計画作成 ・ 景観形成基準 ・ 届出対象行為 ・ その他の方針	第 1 回検討会 (H30.8.9) 第 1 回検討委員会 (H30.8.13) 第 1 回策定委員会 (H30.8.21) 第 2 回検討会 (H30.12.7) 第 2 回検討委員会 (H30.12.10) 第 2 回策定委員会 (H30.12.18) 第 3 回検討会 (H31.2.14) 第 3 回策定委員会 (H31.2.19) 第 3 回検討委員会 (H31.3 予定)

2. 策定委員会名簿

(1) 南風原町景観計画策定委員会

氏名	所属	備考
清水 肇	琉球大学工学部教授	委員長
吉浜 忍	南風原町文化財保護委員委員長	
根路銘 安史	アトリエ・ネロ代表者	
金城 豊	黒木の会（町建築士の会）	
末吉 真也	南風原町観光協会副会長	
田本 勉	南風原町区長会会長	
金城 清	J Aおきなわ津嘉山支店長	
金城 美津子	南風原町女性連合会会長	

(2) 南風原町景観計画庁内委員会

経済建設部長、まちづくり振興課長、都市整備課長、産業振興課長、企画財政課長、生涯学習文化課長、住民環境課長

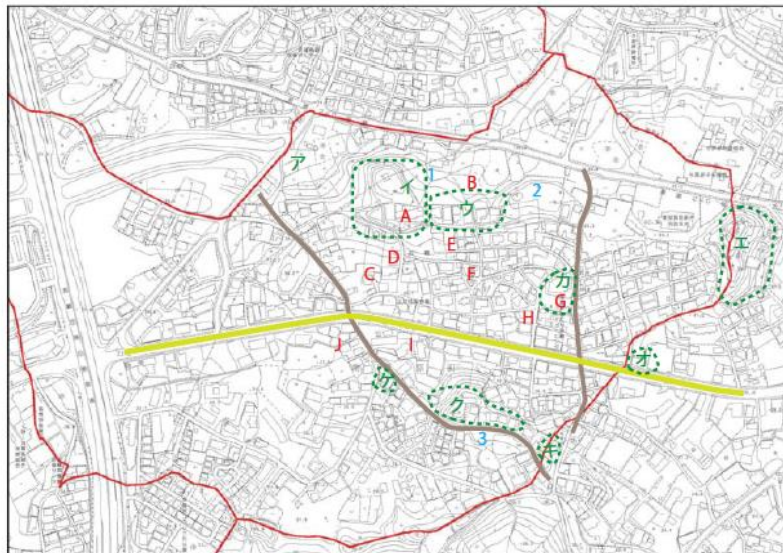
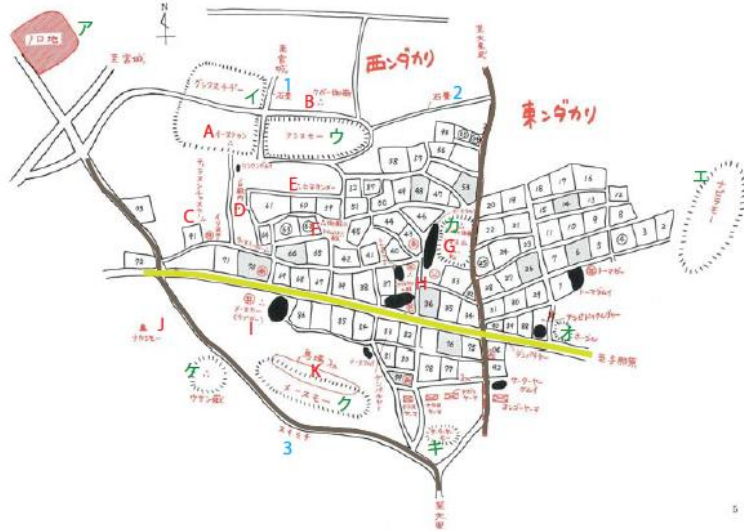
(3) 南風原町景観計画庁内検討会

まちづくり振興課長、企画班長、公園班長、道路班長、農政班長、商工班長、生涯学習文化課文化班長、生涯学習文化課学芸員、住民環境課生活環境班長

3. 地区の景観資源

■地区別景観資源マップ

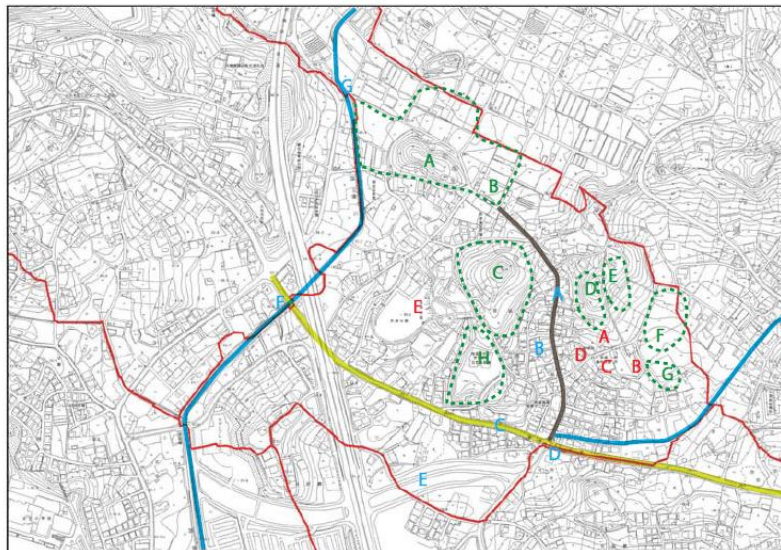
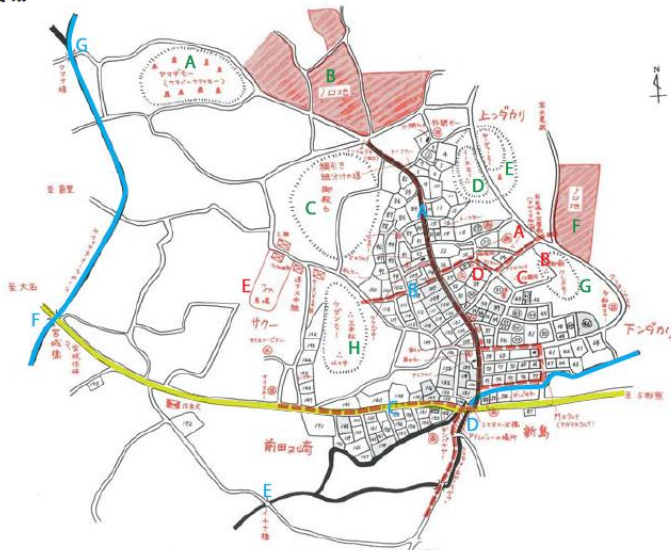
1. 与那覇



歴史文化系	自然環境系	道路系
A: イーヌタウン	ア: ノロ地	1: 石畳
B: クボー御嶽	イ: グシクヌチヂー	2: 石畳
C: ティラヌシチャヌカー	ウ: クシヌモー	3: スイミチ
D: ノロ殿内	エ: ナピラモー	
E: ヒヌカンメー	オ: ホーヅル	
F: 御殿小、トゥムシヌ殿	カ: シマヌ山	
G: トーマの御嶽	キ: サーターヤーモー	
H: カディカル殿	ク: メーヌモー	
I: メーヌカー	ケ: ウサン嶽	
J: ナカシモー		

■地区別景観資源マップ

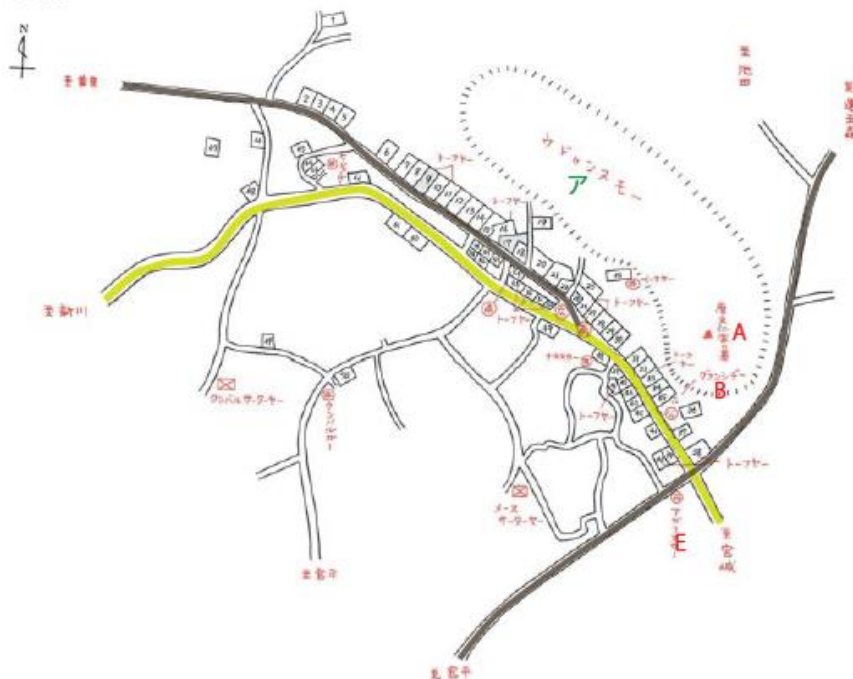
2. 宮城



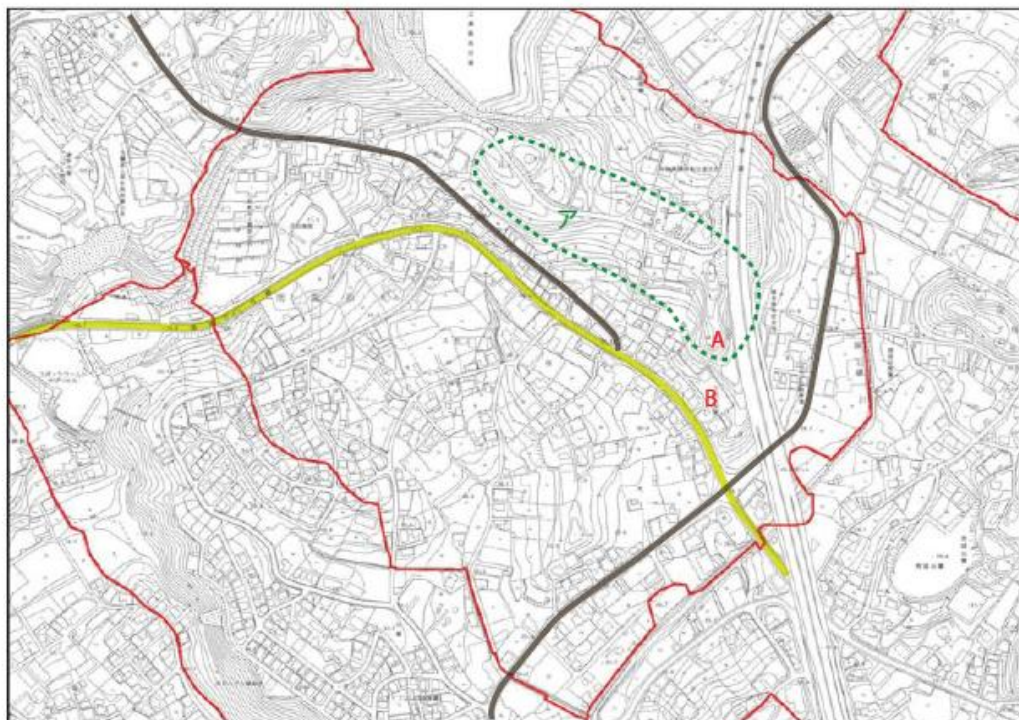
- | 歴史文化系 | 自然環境系 | 道路系 |
|-----------|------------|--------------------|
| A: アガリヌ御嶽 | A: ヤマダモー | A: ナカミチ (綱引き組分けの道) |
| B: 上ノ御嶽 | B: ノ口地 | B: スイミチ |
| C: ノ口殿内 | C: 御殿毛 | C: メーミチ |
| D: ウミチムン | D: イーヌミー | D: シマヌメーヌ橋 |
| E: 馬場 | E: ヤーグアーモー | E: イチチ橋 |
| | F: ノ口地 | F: 宮城橋 |
| | G: クシヌモー | G: タマタ橋 |
| | H: ウガンモー | |

■地区別景観資源マップ

3. 大名



9



歴史文化系

自然環境系

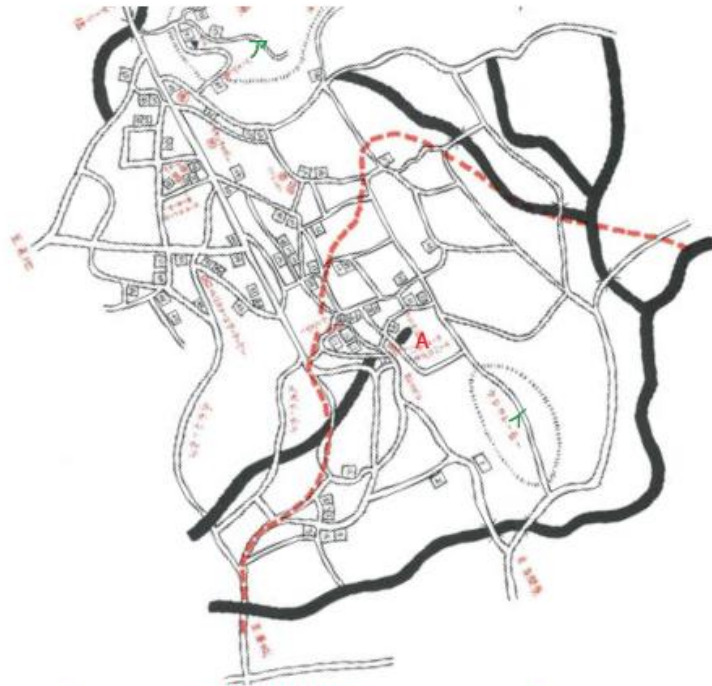
A: 摩文仁家の墓

ア: ウドゥンヌモー

B: グフンシジー

■地区別景観資源マップ

4. 新川・下原・宮平後原①



歴史文化系

A: サーヌーヤグムイ

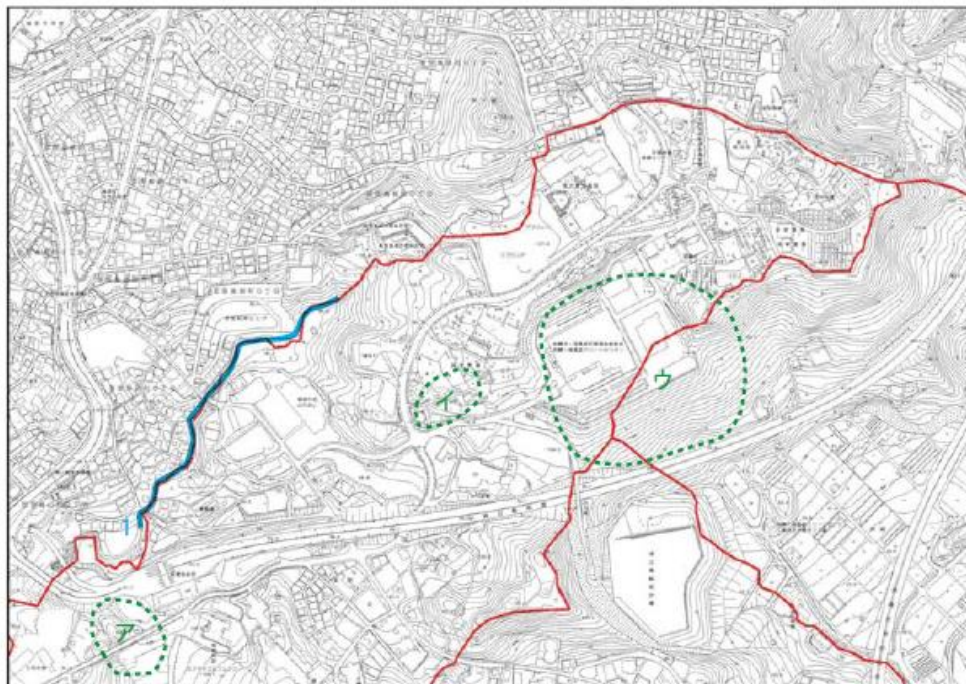
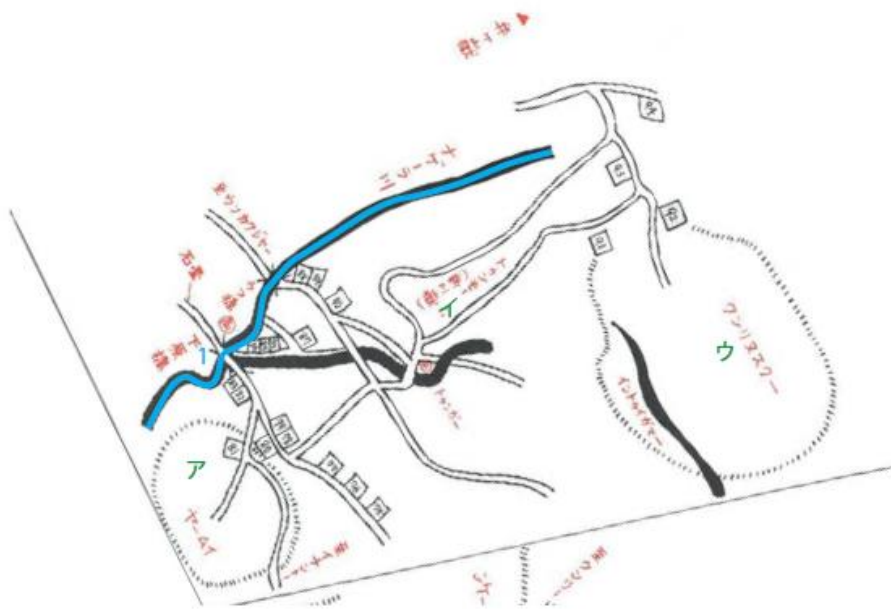
自然環境系

ア: 新川森

イ: ウシカレーモー

■地区別景観資源マップ

4. 新川・下原・宮平後原②



歴史文化系

自然環境系

道路系

ア：ヤームイ

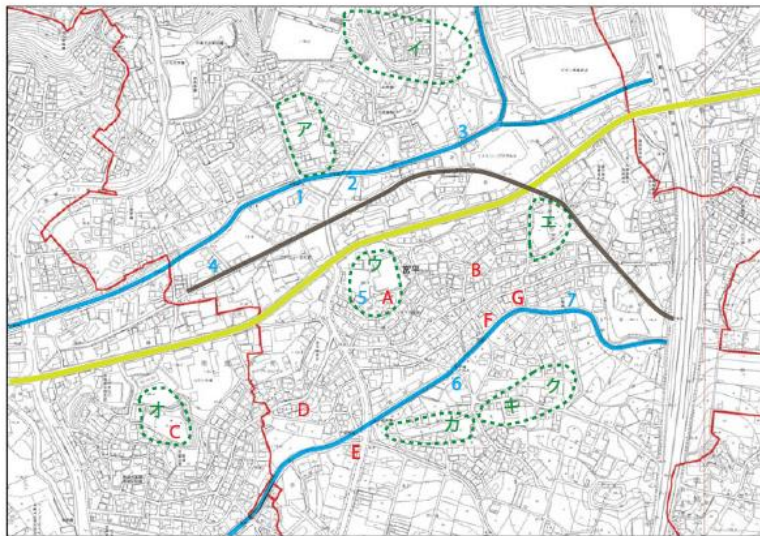
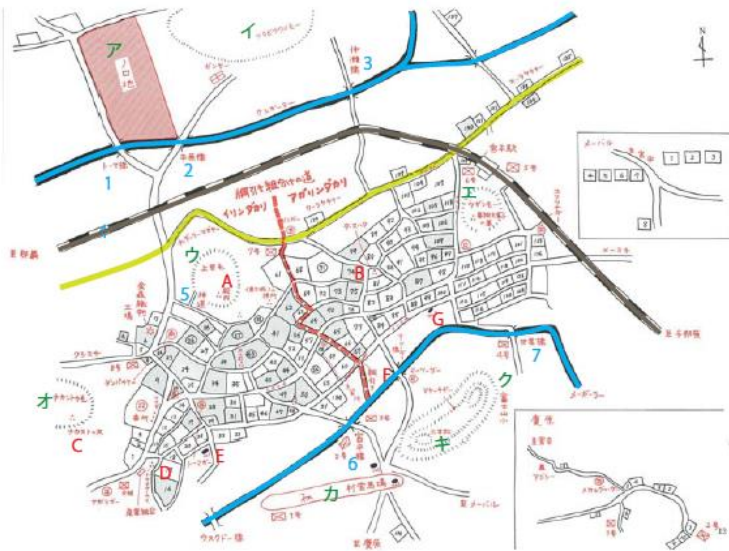
1：下原橋

イ：タウンモー

ウ：クンリヌスクー

■地区別景観資源マップ

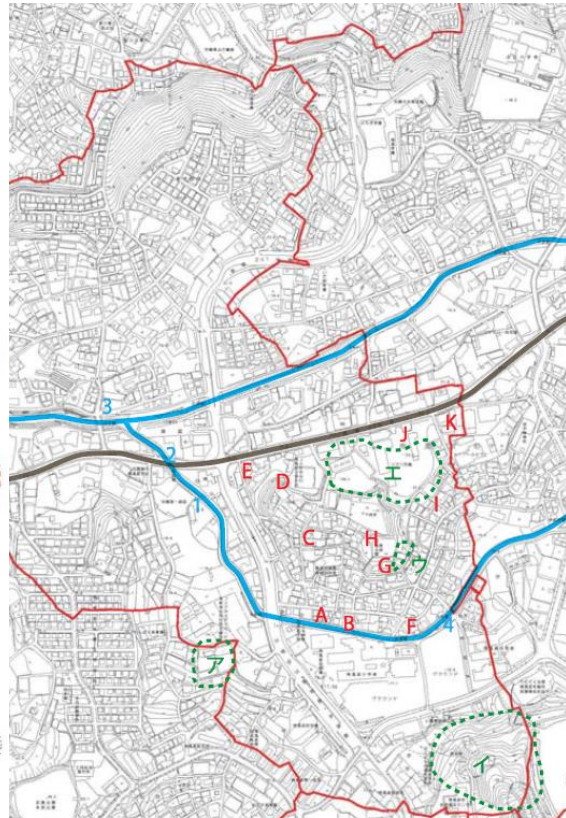
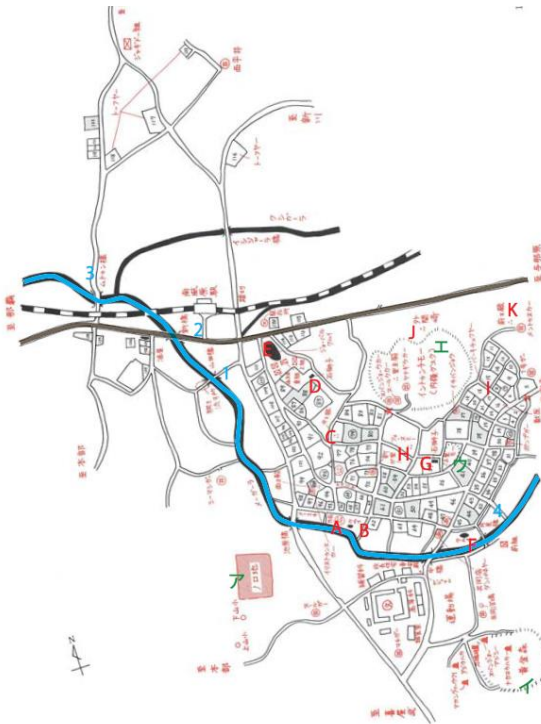
5. 宮平



- | 歴史文化系 | 自然環境系 | 道路系 |
|------------|-------------|---------|
| A: 殿内 | ア: ノ口地 | 1: トーマ橋 |
| B: ターヌハタ | イ: ワラビウケイモー | 2: 平原橋 |
| C: ナカヌトウヌ | ウ: 上里毛 | 3: 中瀬橋 |
| D: トウヌガームイ | エ: ワガンモー | 4: 軽便鉄道 |
| E: クムイ | オ: ナカントウ毛 | 5: 神道 |
| F: 綱引き | カ: 村営馬場 | 6: 宮平橋 |
| G: クムイ | キ: 二本松 | 7: 世星橋 |
| | ク: 富士山小 | |

■地区別景観資源マップ

6. 兼城



歴史文化系

- A: カ石
- B: クムイ
- C: 中又殿
- D: 石獅子
- E: ジョーバルクムイ
- F: クムイ
- G: 石獅子
- H: フェヌミー
- I: パーキチュクヤー
- J: 外間崎
- K: 前又殿

自然環境系

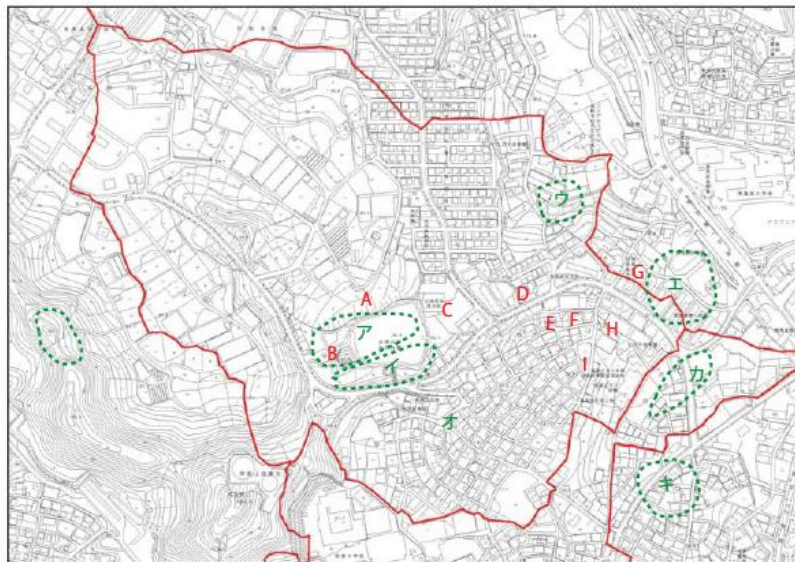
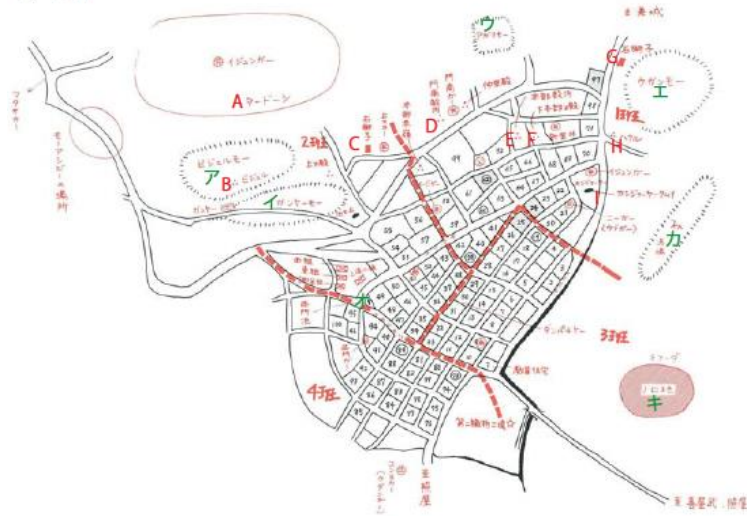
- ア: ノ口地
- イ: 黄金森
- ウ: 上里モー
- エ: イントウンチモー

道路系

- 1: ムタウン橋
- 2: 新橋
- 3: 山田橋
- 4: 月見橋

■地区別景観資源マップ

7. 本部



歴史文化系

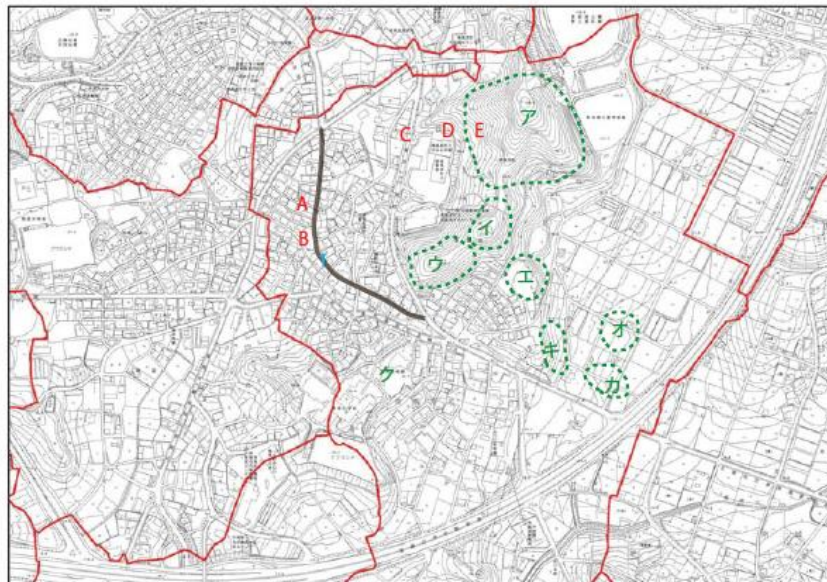
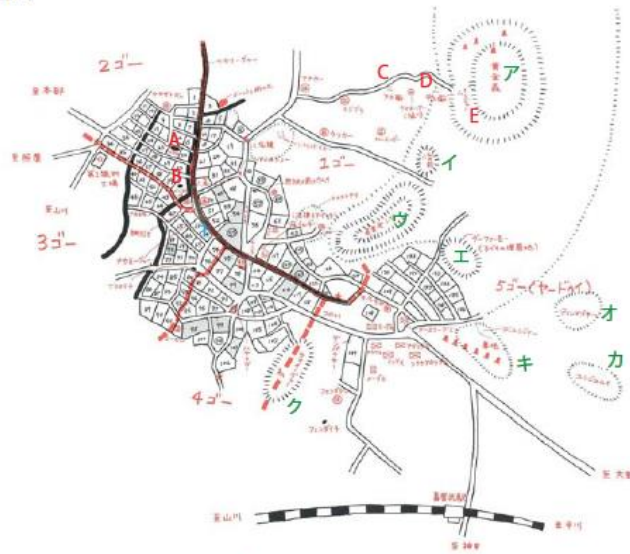
- A: タードシー
- B: ビジュル
- C: 石獅子
- D: 門南殿内
- E: 本部殿内
- F: 下本部又殿内
- G: 石獅子
- H: ハクル
- I: カンジャーヤーカムイ

自然環境系

- ア: ビジュルモー
- イ: ガンヤーモー
- ウ: アガリモー
- エ: ウガンモー
- オ: 西門池
- カ: 馬場
- キ: ノ口地

■地区別景観資源マップ

8. 喜屋武



歴史文化系

- A: ハンタイチ
- B: メーミチヌイチ
- C: 下ヌ嶽
- D: 中ヌ嶽
- E: イシシジャー

自然環境系

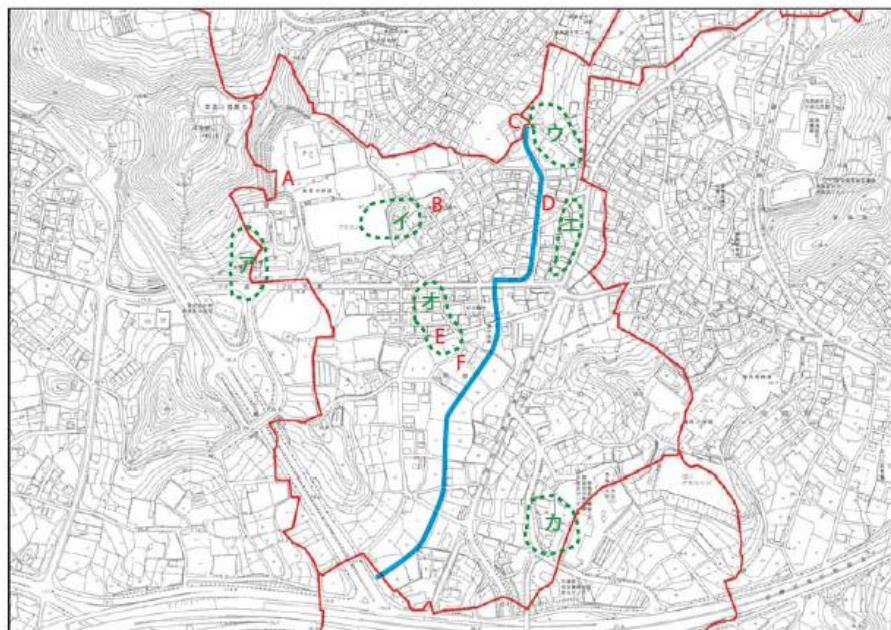
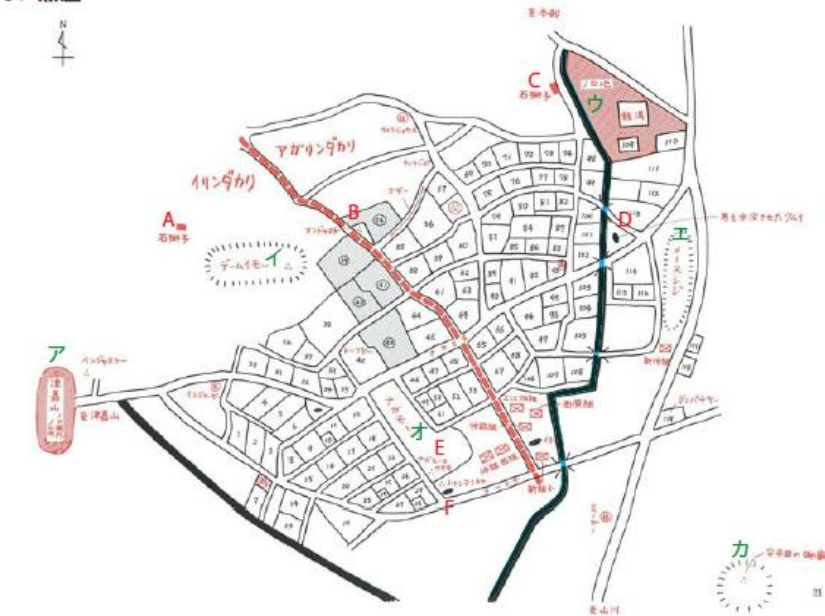
- A: 黄金森
- B: 仏の前
- C: 喜屋武シジ
- D: グーファーモー
- E: ティンマブヤー
- F: ユンジュムイ
- G: タバルシジャー
- H: ウマイグワー

道路系

- A: メーミチ

■地区別景観資源マップ

9. 照屋



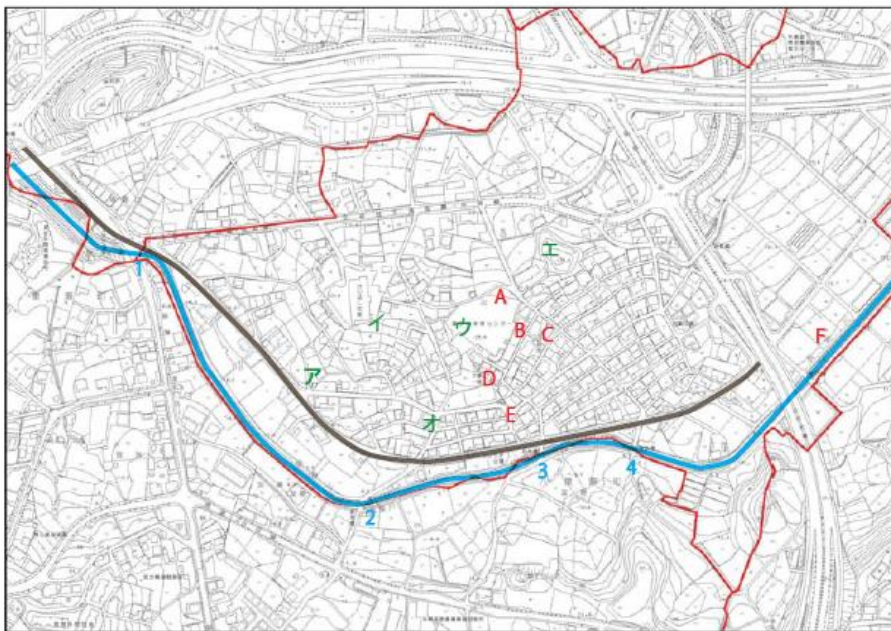
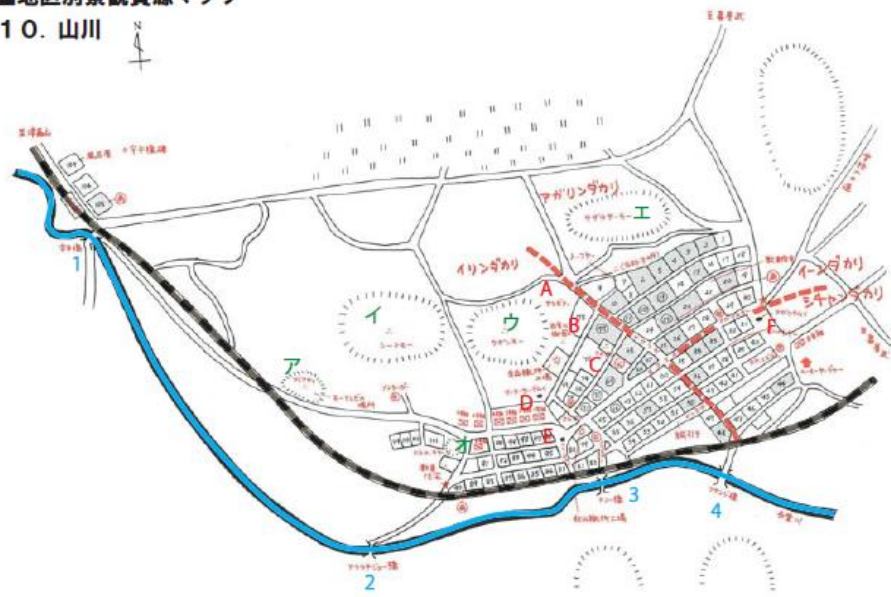
歴史文化系

- A: 石獅子
- B: ヌンドウヌチ
- C: 石獅子
- D: 馬を水浴びさせたクムイ
- E: ナガモーヌウタキ
- F: トウンヌシチャ

自然環境系

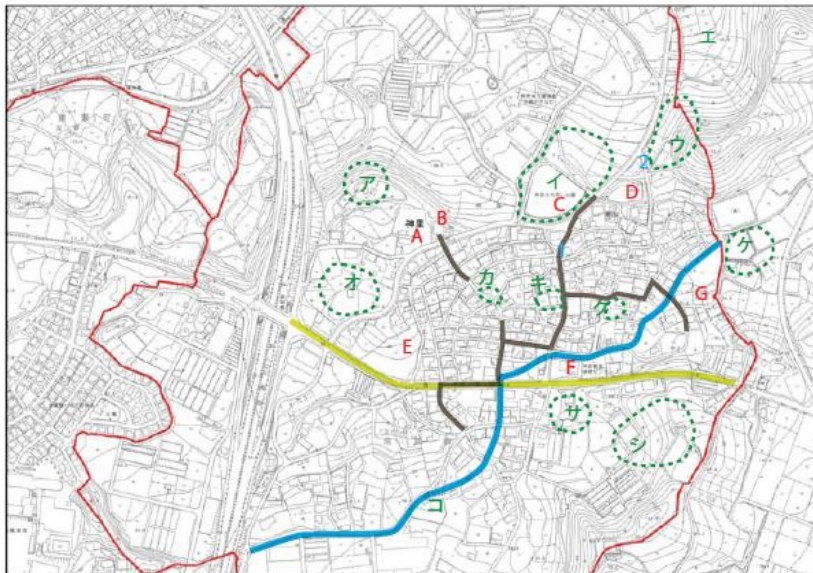
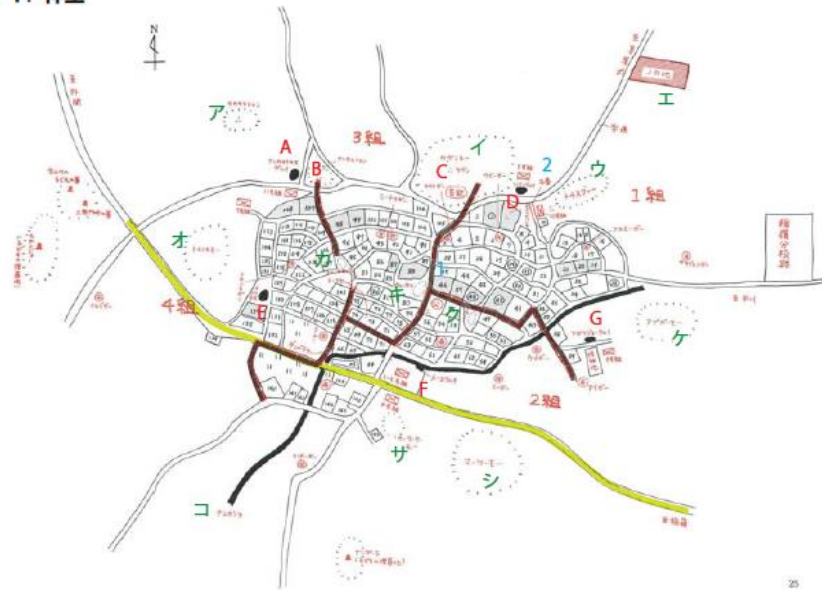
- ア: 津嘉山ノロ殿内、ノロ地
- イ: デームイモ
- ウ: ノロ地
- エ: メーヌシジ
- オ: ナガモー
- カ: 安平田の御嶽

■地区別景観資源マップ
10. 山川



- | 歴史文化系 | 自然環境系 | 道路系 |
|--------------|------------|-------------|
| A: アシビナー | ア: マジクヤマ | 1: 字平橋 |
| B: 百度の御嶽 | イ: シーマモー | 2: アラカキジョー橋 |
| C: ナカジン | ウ: ウガンモー | 3: ナコー橋 |
| D: サーターヤーグムイ | エ: サザウヤーモー | 4: ワタンジ橋 |
| E: イリーグムイ | オ: ヒラマーチャー | |
| F: アガリグムイ | | |

■地区別景観資源マップ
11. 神里



歴史文化系

- A: ナンカヌトウヌグムイ
- B: ナーカヌトウン
- C: ウガン
- D: リンクングムイ
- E: イリヌクムイ
- F: メーヌクムイ
- G: アガリジョークムイ

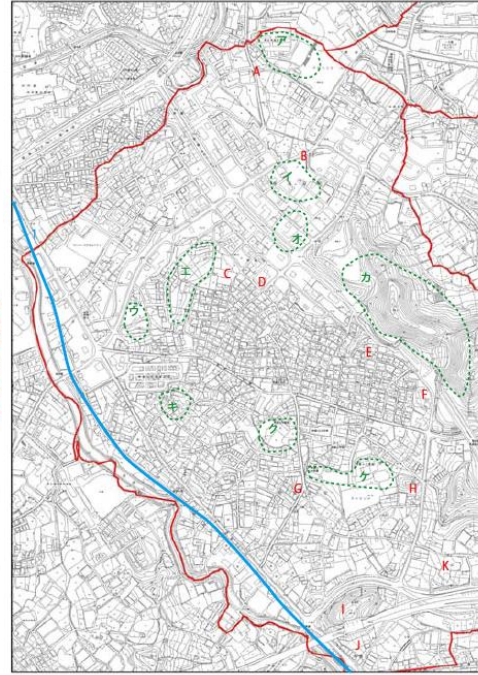
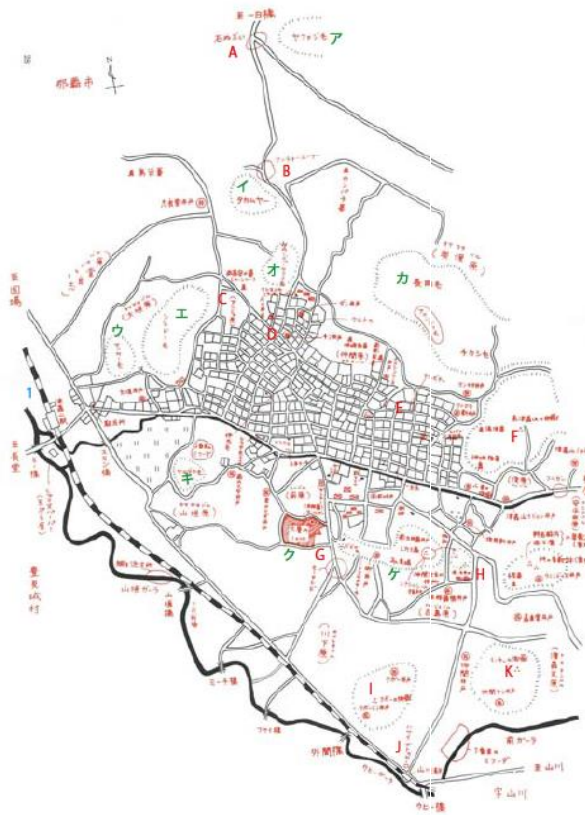
自然環境系

- ア: タカヤヌトウン
- イ: ウガンモー
- ウ: トウヌグワー
- エ: ノ口池
- オ: トウンチモー
- カ: トインチモーグワ
- キ: ウェーヤマ
- ク: ナカシ
- ケ: アブガーモー
- コ: ナンガーラ
- サ: サーターヤーモー
- シ: マーツーモー

道路系

- 1: ナカミチ
- 2: 石畳

■地区別景観資源マップ
12. 津嘉山



歴史文化系

- A: 石ぬぶい
- B: クンチャーユナー
- C: アシジャ原
- D: クルトウ
- E: アシピナー
- F: 高津嘉山の御嶽
- G: モーアシピ
- H: チキの御嶽
- I: クボーの御嶽
- J: ハワイプトゥヤー
- K: イーチーの御嶽

自然環境系

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| ア: ヤファジ毛 | エ: シラドー毛 | キ: ヤマダチ毛 |
| イ: タカムヤー | オ: ウワーグーウクイ毛 | ク: 大屋のノロ池 |
| ウ: マッカー毛 | カ: 長田毛 | ケ: 馬場 |

道路系

- 1: 軽便鉄道

南風原町景観計画

2019年3月

南風原町 経済建設部 まちづくり振興課
沖縄県南風原町字兼城 686 番地
(098)- 889 - 4412